

御代田町
国土強靱化地域計画

令和4年（2022年）3月

令和6年（2024年）2月改訂

御代田町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の目的	4
4 計画期間	5
5 各種施策の推進と進捗管理	6
第2章 基本的な考え方	7
1 想定するリスク	7
(1) 地震災害	7
(2) 土砂災害・水害	9
(3) 火山噴火災害	10
(4) 大雪・雪崩災害	11
(5) 複合災害	12
参考 長野県第3次地震被害想定	13
2 総合目標、基本目標	15
第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	16
1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方	16
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	17
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	18
1 人命の保護が最大限図られること	18
1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	18
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	20
1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	22
1-4 土石流、がけ崩れ等の土砂災害による死傷者の発生	23
1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	24
1-6 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	24
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること	27
2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	27
2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	28
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	30
2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	31
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	32

3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は、確保すること	34
3-1	信号機の停止等による交通事故の多発	34
3-2	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	34
3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	36
3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	39
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	42
4-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	42
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	47
4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	49
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	49
5	流通・経済活動を停滞させないこと	51
5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	51
5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	51
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	53
6	二次的な被害を発生させないこと	55
6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	55
6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	55
6-3	有害物質の大規模拡散・流出	56
6-4	農地・森林等の荒廃	56
6-5	観光や地域農産物に対する風評被害	57
6-6	避難所等における環境の悪化	58
7	被災した人々の日常の生活が迅速に戻ることに	59
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	59
7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	59
7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	60
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	60
	別表	62
	別表1 KPI 一覧	62
	別表2 個別の事業一覧（御代田町国土強靱化地域計画に基づく主な事業）	65

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきました。近年では、平成23年3月の長野県北部地震、平成26年2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の長野県神城断層地震、令和元年東日本台風など、多くの災害に見舞われ、県民の尊い命と貴重な財産が失われるとともに、被災地域の観光業をはじめとする産業は大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対し、「命を守る」ための備えとして迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したことにより、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画を見直しました。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、全ての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こり得る災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生する中で災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においても、これらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定がされました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もがすることにより社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

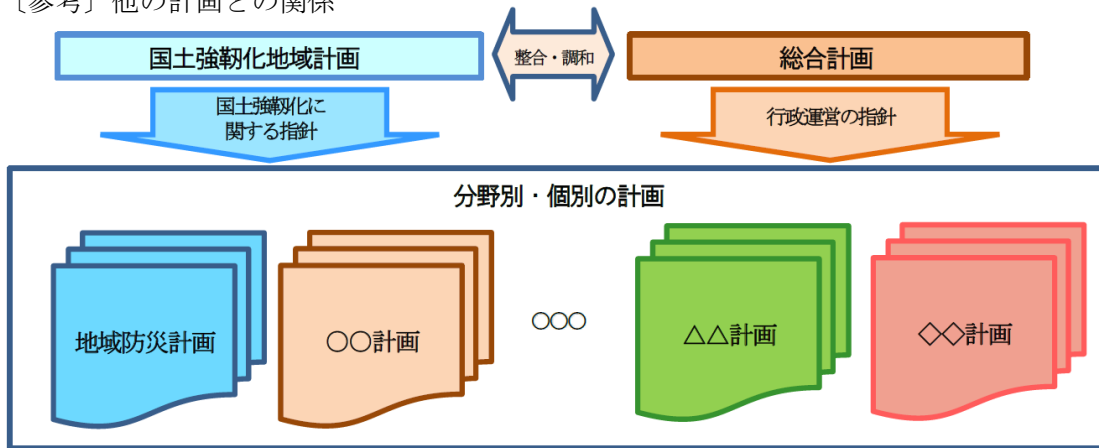
御代田町では、これまで御代田町地域防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）の策定、ハザードマップの作成などにより、災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした動向を踏まえ、御代田町においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」を創るため、御代田町の強靱化に関する指針となる「御代田町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

2 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する御代田町の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「御代田町長期振興計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から御代田町における様々な分野の指針となる計画です。

〔参考〕他の計画との関係



〔参考〕強靱化の分野において、御代田町国土強靱化地域計画を指針とする計画

第5次御代田町長期振興計画	国土利用計画第二次御代田町計画
御代田町地域防災計画	御代田町都市計画マスタープラン
御代田町業務継続計画	御代田町舗装長寿命化修繕計画
社会資本総合整備計画 市町村道関係(通常分)	御代田町道路構造物長寿命化計画
社会資本総合整備計画 市町村関係(防災・安全分)	御代田町橋梁長寿命化修繕計画
御代田町除融雪計画	緊急浚渫推進事業計画
御代田町一般廃棄物処理基本計画	御代田町災害廃棄物処理計画
公共下水道事業ストックマネジメント全体計画	御代田町公営住宅等長寿命化計画
御代田町小沼水道事業ビジョン	公園施設長寿命化計画
御代田町生活排水処理基本計画	佐久(御代田)都市計画
御代田町農地振興地域整備計画	御代田町立地適正化計画
御代田町森林整備計画	御代田町耐震改修促進計画(第Ⅲ期)
御代田町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	御代田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

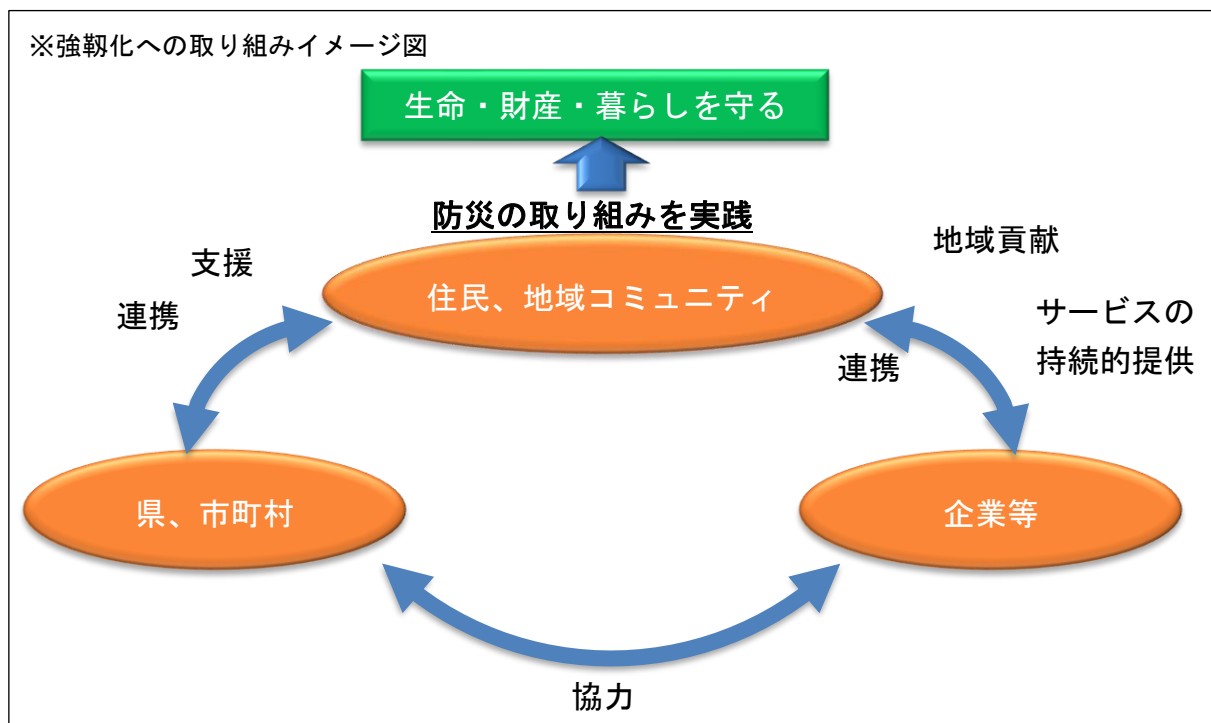
御代田町公共施設等総合管理計画	御代田町農業基盤施設個別施設計画
個別施設計画	御代田町国民保護計画
浅間山広域避難計画	

3 計画の目的

住民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、住民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えをすることにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



4 計画期間

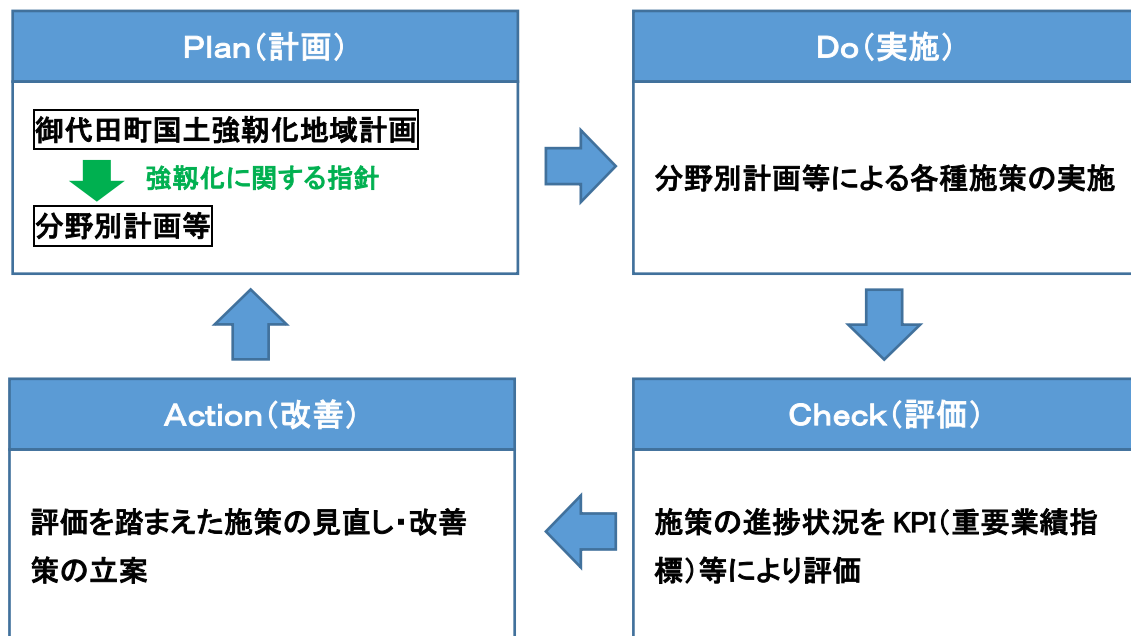
計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをしていきます。

5 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置付けた各種施策については、「御代田町長期振興計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「御代田町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取り組みを推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理をするとともに、PDCAサイクルにより、取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等がされた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ、適宜見直しを図ります。



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

御代田町の強靱化に当たり想定するリスクは、自然災害のみならず、大規模事故やテロリズム事件など、幅広い事象が考えられますが、国の国土強靱化基本計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、近年、数多く発生している自然災害の脅威への対策が県として取り組むべき課題であることから、御代田町国土強靱化地域計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。その具体的なリスクを以下に提示します。

(1) 地震災害

長野県の地形は、大きくは県土の80%を占める山地と10%以下の盆地に分けられますが、特に山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られ、長野県における地震災害のリスクとなっています。

国の地震調査推進本部では、全国の主要活断層に関して長期評価がされていますが、長野県内の6つの主要活断層のうち、糸魚川－静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではMj（気象庁マグニチュード）8程度の地震の発生確率が今後30年間で発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）、境峠・神谷断層帯では主部でMj7.6程度の地震が0.02%～13%（同）、木曾山脈西縁断層帯では主部／南部でMj6.3程度の地震がほぼ0～4%（同）、阿寺断層帯では主部／北部でMj6.9程度の地震が6～11%程度（同）の発生確率となっています。

長野県では、これらの地震に備えるため、平成27年3月に長野県第3次地震被害想定を策定しており、当町における想定地震は、以下のとおりです。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	町における最大震度	長さ(km)	位置等
	長野盆地西縁断層帯	7.8	5弱	58	飯山市～長野市
	糸魚川－静岡構造線（全体）	8.5	5強	150	小谷村～富士見町
	糸魚川－静岡構造線（北側）	8.0	4	84	小谷村～松本市

糸魚川－静岡構造線（南側）	7.9	5弱	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯（主部）	8.0	4	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（主部南部）	7.8	4	60	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）	7.5	4	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯（主部）	7.6	4	47	松本市～伊那市
想定東海地震	8.0	5弱		
南海トラフ巨大地震	9.0	5強		

この中で、町における最大震度が最も大きいのは、「糸魚川－静岡構造線（全体）」及び「南海トラフ巨大地震」の5強である。以下、この2つの想定地震のうち、避難者数やライフラインの被害がより大きいと想定される「糸魚川－静岡構造線（全体）」についての想定結果を示す。

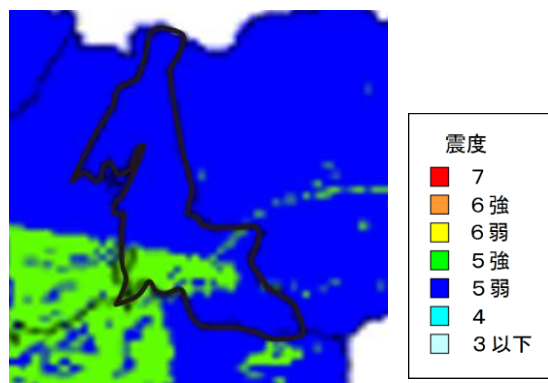
なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

2 想定結果

(1) 予測震度

町域において、最大震度5強の非常に強い揺れが予測されている。

計測震度（500mメッシュ）



(2) 被害想定結果

本想定地震における御代田町の被害想定結果は、次のとおりである。

ア 建物被害【冬 18 時、強風時】 (棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	0	*	0	*	*	0	*	*

イ 人的被害

(7) 死者・負傷者・重傷者数【夏 12 時、強風時】 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	* (0)	0 (0)	* (0)	* (*)
負傷者数	10 (*)	10 (*)	* (0)	0 (0)	* (0)	10 (*)
重傷者数	* (*)	* (*)	* (0)	0 (0)	* (0)	* (*)

(イ) 自力脱出困難者・避難者数

(人)

自力脱出 困難者数	被災 1 日後		被災 2 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
0 (0)	*	*	30	30	10	10	*	*

* 想定条件は、「冬 18 時、強風時」(避難者数のみ)

(ウ) 避難所避難者における要配慮者数【冬 18 時、強風時】 (人)

被災 1 日後	被災 2 日後	被災 1 週間後	被災 1 か月後
*	10	*	*

ウ ライフライン (被災直後)

上水道	下水道	都市ガス	電力
断水人口 (人)	支障人数 (人)	配給停止戸数 (戸)	停電軒数 (軒)
3,760	3,850	0	2,180

(2) 土砂災害・水害

長野県には、日本海に注ぐ信濃川、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曾川、富士川、矢作川、利根川の 8 水系があり、一級河川は 739 河川、総延長は 5,112.4km になります。

長野県の河川の特長である急峻な地形や脆弱な地質などの自然条件に加え、都市化の進展といった土地利用の変化により流域保水力が低下したこともあり、近年は、毎年のように水害が発生しており、最近 5 か年 (平成 24 年～28 年) の河川災害は、年平均 52 か所、13 億 6,800 万円余に及んでいます。

加えて、急峻な地形と脆弱な地質のため、地すべり現象が数多く発生することから、長野

県における土砂災害危険箇所数（土石流危険渓流・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険箇所）の合計）は、全国においても上位であり、土砂災害が数多く発生しています。

（3）火山噴火災害

気象庁の火山噴火予知連絡会において活火山として選定された火山は、全国において 111（平成 30 年 1 月現在）存在しますが、そのうち、長野県内に火口が存在する火山が 4（浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山）、長野県に關係する火山が 3（新潟焼山、草津白根山、弥陀ヶ原）存在する全国でも有数の火山県です。

また、火山活動が活発で過去に大規模な噴火を繰り返す火山がある一方で、有史以来目立った噴火がない火山や歴史的経緯、交通網の關係から観光客や登山客が数多く訪れる火山も存在するなど、それぞれの火山の噴火に伴い発生するリスクは大きく異なっているため、きめ細かな形でのリスク管理が必要とされています。

※長野県地域防災計画 資料から引用

① 浅間山噴火災害

複雑な形成史をもつ火山。黒斑(くろふ)火山(安山岩の成層火山)、仏岩火山(溶岩流と小浅間溶岩ドーム、デイサイト、約 2 万年前)、軽石流(デイサイト、1.3 万年と 1.1 万年前)の順に生じ、約 1 万年前からは前掛火山が活動を開始し、山頂部の釜山は現在も活動中。

有史後の活動は全て山頂噴火。釜山の山頂火口(長径東西500m、短径南北440m)内の地形、特に火口底の深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変化する。山頂火口は常時噴気が認められ、西山腹の地獄谷にも噴気孔がある。爆発型(ブルカノ式)噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流(熱雲)が発生しやすい。1108、1783 年には溶岩流も発生。噴火の前兆現象として、火口直下に浅い地震(B型)が頻発することがある。

- 昭和 22 年(1947 年) 8 月 14 日 12 時 17 分の噴火では、噴石、降灰があり、山火事が発生した。噴煙高度は 12,000m にも上り、登山者が 9 名死亡した。
- 天明 03 年(1783 年)には、5 月 9 日から 8 月 5 日ごろまで約 90 日間活動した。7 月 28 日には江戸で戸障子が振動し、降灰した。8 月 2 日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。8 月 3 日には牙(ぎっぱ)山にも噴石が落下、山麓まで山火事となり、銚子まで降灰した。8 月 4 日は北麓に吾妻(あがつま)火砕流を流出。関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになった。8 月 5 日は午前は大爆発とともに鎌原(かんばんら)土石なだれが発生した。北麓に流下し、吾妻川を塞ぎ、次いで決壊した後、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原土石なだれ発生直後に鬼押出(おにおしだし)溶岩が北側斜面を流下した。死者 1151 名、流失家屋 1061 棟、焼失家屋 51 棟、倒壊家屋 130 余棟、噴出物総量 $4.5 \times 10^8 \text{ m}^3$ となった。

<補足>

近年は、平成 27 年 5 月頃から火山性地震が増加し、気象庁は 6 月に噴火警戒レベルを 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げた。また、全国では、平成 28 年 10 月に熊本県の阿蘇山が噴火しレベル 2 から 3（入山規制）に引き上げられ、平成 29 年 10 月には霧島山新燃岳が噴火（レベル 3 で継続）、平成 30 年 1 月には草津白根山において従来想定されていた位置と異なる火口から噴火が発生しレベル 1 から 3 に引き上げられるなど、全国各地で火山活動が活発化している。噴火警戒レベルに応じた入山規制、避難等の確立を図る必要がある。

（４）大雪・雪崩災害

長野県では、豪雪地帯対策特別措置法に基づき県北部を中心に県下市町村のおおむね 4 分の 1 を占める 20 市町村が豪雪地帯に指定され、そのうち 10 市町村が特別豪雪地帯に指定されており、長期間自動車交通が途絶するなどの住民の生活に著しい支障が生じる可能性があるため、長期的な視野に基づく総合的な雪対策を、住民、企業、行政など様々な社会構成員と役割を分担しながら、今後も推進していく必要があります。

① 平成 26 年 2 月大雪災害

※気象庁ホームページから引用

平成 26 年 2 月 13 日に発生した低気圧が、16 日にかけて発達しながら本州の南岸を北東へ進んだ。その後、低気圧はさらに発達しながら三陸沖から北海道の東海上に進み、19 日にかけて千島近海でほとんど停滞した。この低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に 14 日夜から 15 日にかけてを中心に、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となった所があった。また、15 日から 19 日にかけて、北日本を中心に大雪や暴風雪となった。14 日から 19 日までの最深積雪は、山梨県甲府市甲府で 114cm、群馬県前橋市前橋で 73cm、埼玉県熊谷市熊谷で 62cm となるなど、統計期間が 10 年以上の観測地点のうち、北日本と関東甲信地方の 18 地点で観測史上 1 位を更新した。風については、北海道えりも町えりも岬で 32.9m/s、東京都三宅村三宅島で 28.5m/s の最大風速を観測するなど、各地で暴風を観測した。

この大雪と暴風雪により、岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、宮崎県で死者 24 名となったほか、近畿地方から北海道の広い範囲で住家損壊等が発生した。また、停電、水道被害、電話の不通、農作物の被害、道路の通行不能、鉄道の運休、航空機の欠航等の交通障害が発生した。特に関東甲信地方を中心に、道路への積雪や雪崩等による車両の立ち往生や、交通の途絶による集落の孤立が、複数の都県にわたって発生した（平成 26 年 2 月 21 日 11 時時点の内閣府情報）。

<補足>

この大雪により、県内では軽井沢町で 99cm、飯田市で 81cm の観測史上過去最大の積雪深となるなど、各地で記録的な大雪となった。除雪等の事故を含む死者が 4 名、重軽傷者 57 名となり、高速道路や基幹国道（18 号、19 号、20 号）が順次交通規制を開始したた

め、滞留車両が発生した。国道 18 号には約 400 台、国道 19 号は不明、国道 20 号は約 400 台もの車両が滞留したため、おにぎり、パン、飲料水を提供し、避難所が設置された。高速道路の車道上の滞留車両はなかった。県外を含む広範囲にわたり基幹的交通ネットワークが途絶したため、石油製品をはじめとする物流に大きな影響が出た。スキーをはじめとする観光は、約 6 万泊のキャンセルを受けるという事態を踏まえ、ツイッターによる情報発信や街頭プロモーションを実施。農業用パイプハウス等の生産施設の倒壊・損傷、ハウス内の野菜、しいたけ、花き、果樹、などの農作物や、鶏舎等の損壊、生乳の廃棄などの畜産関係の被害や造林木の雪折れ被害も発生。多大な損害額となったため、災害緊急対策等による補助等の支援を実施した。

佐久市、御代田町、南牧村、根羽村、泰阜村及び天龍村において、孤立集落が発生。105 世帯、293 人が孤立したが、消防防災ヘリ「アルプス」による救助、食料の投下、医薬品等の物資支援などがされ、通信も確保されていたため、健康状態等を把握することができた。

除雪等に大きな課題があったため、長野県は「平成 26 年 2 月大雪災害の事後検証チーム」を立ち上げ、検証した。その結果、国、NEXCO、県、市町村、警察などとの連携強化による迅速な対応、リアルタイムで一元化した道路情報等の提供、降雪が少ない地域からの応援体制の確立、排雪場所の事前確認、除雪業務を一括発注する共同企業体方式の試行、高速道路の一車線除雪等の弾力的運用、病院・学校・駅等といった主要施設への道路を除雪優先路線として設定などについて、効果的に実施する必要があるとされた。



(農業用施設被害状況)



(国道 18 号車両滞留状況)

(5) 複合災害

御代田町地域防災計画における地震災害と風水害が連続的に生起する複合災害に加え、社会的影響が大きい新型感染症も連続的に生起することを想定している。

参考 長野県第3次地震被害想定

長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こり得るといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定した。

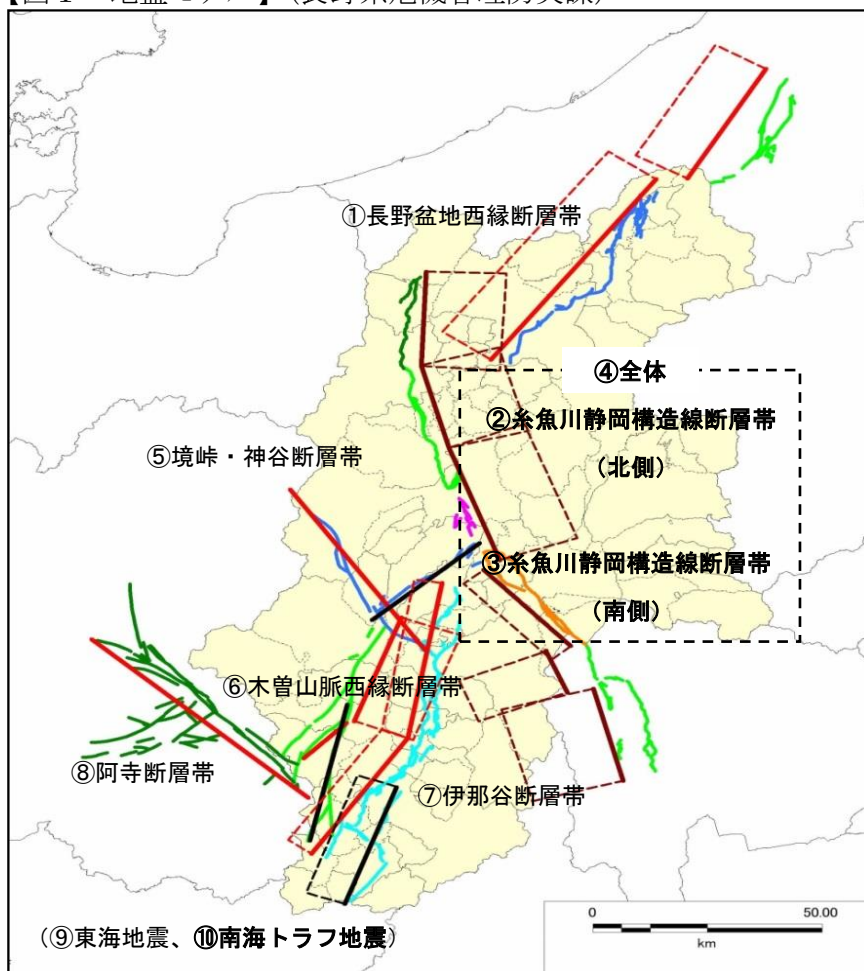
想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定した。

想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定した。

(1) 地震動の予測結果

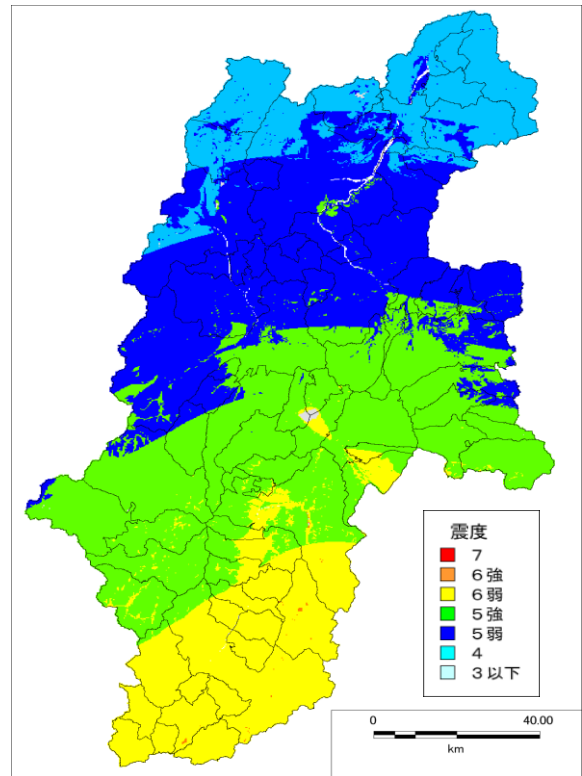
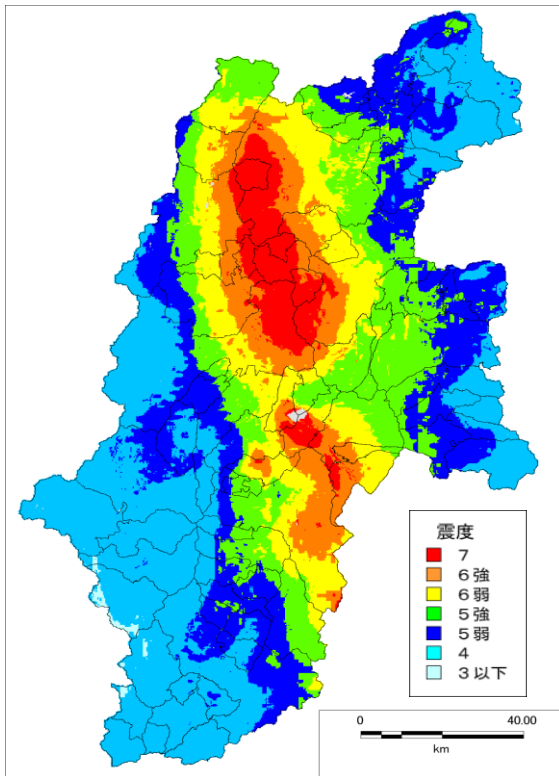
地盤モデルに基づき、図1の①～⑩の地震について、市町村別の震度予測をした。

【図1 地盤モデル】(長野県危機管理防災課)



④の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている(県内市町村で震度4～7)。

⑩の地震では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



(例) ④糸魚川静岡構造線断層帯 (全体) の地震

⑩南海トラフの地震 (陸側ケース)

(2) 建物、人的被害などの主な予測結果

			④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)地震			⑩南海トラフの地震(陸側ケース)			備考
建物被害	全壊・焼失	(棟)	82,750	～	97,940	2,230	～	2,260	予測結果の幅は、季節、時間帯、風速のケース分けによる
	半壊	(棟)	103,450	～	109,620	20,420	～	20,450	
人的被害	死者	(人)	5,570	～	7,060	130	～	180	
	負傷者	(人)	31,160	～	37,760	3,330	～	4,440	
生活支障	避難者	(人)	367,540			59,690			被災2日後(最大)
	孤立集落	(箇所)	566			135			
ライフライン	上水道断水	(人)	1,453,310			701,780			被災直後
	停電	(軒)	700,570			333,620			被災直後

2 総合目標、基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の基本計画が掲げる基本目標と調和を図り設定された長野県強靱化計画の「総合目標」と「基本目標」は、普遍的なものと考えられます。そのため、本計画においても長野県強靱化計画の目標を準用し、以下のとおり本計画の「総合目標」と「基本目標」を設定します。

総合目標	多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり
基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 人命の保護が最大限図られること2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は、確保すること4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること5 流通・経済活動を停滞させないこと6 二次的な被害を発生させないこと7 被災した人々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するための脆弱性評価を実施しています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

町は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

① 御代田町における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する御代田町の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、御代田町における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、がけ崩れ等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生
	1-6	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は、確保すること	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出
	6-4	農地・森林等の荒廃
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6	避難所等における環境の悪化
7 被災した人々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策・推進方針は、以下のとおりである。

1 人命の保護が最大限図られること

1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
無電柱化による人的被害防止（建設水道課建設係）	
<p>電柱は地震の揺れや台風の影響を受けて倒壊することがあります。電柱倒壊による緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、市街地の幹線道路や緊急輸送路での無電柱化を検討する必要があります。</p>	<p>町は、市街地の幹線道路や緊急輸送路での無電柱化工事を検討します。</p>
住宅の耐震化（建設水道課都市計画係）	
<p>浅間山の大規模噴火が起きたときには、火砕流や熱風、融雪型火山泥流等による大きな被害が予想される。また、浅間山付近では、大正元年7月にマグニチュード5.7の地震が、同年8月に上田付近で、マグニチュード5.1の地震が記録されています。平成23年には長野県北部地震（震度6強）や中部地震（震度5強）が発生、平成26年には長野県神城断層地震（震度6弱）が発生しています。町の北部には、トーミ断層があり、地震がいつどこで発生するか油断なく見張っている必要があります。</p> <p>町内における住宅の耐震化は、国、県と協働して進めていますが、昭和56年6月以前の耐震基準を満たさない建築物を対象に、耐震診断及び改修に係る費用の補助事業を実施していますが、改修費用が多額で経済的理由から耐震対策が実施できない建物や、後継者がいないため、空き家になって管理されていない住宅がある状況です。</p> <p>人命の保護とともに、災害発生後もできる限</p>	<p>町は、国及び県と協力して「長野県耐震改修促進計画」（第Ⅱ期）（2016年度～2020年度）に沿った住宅の耐震化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅耐震診断士の派遣による耐震診断を支援します。 ・ 木造住宅耐震改修工事を支援します。 ・ 耐震診断及び耐震改修について、HP、広報等で周知し、活用を促します。 ・ 空き家の実態調査に基づいた適正な管理について、所有者へ通知等により促します。 ・ 耐震化を進めるための更なる取り組みの検討

り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。	
---	--

都市環境の整備(建設水道課都市計画係)

<p>住宅密集地等では、地震時において大規模な火災の可能性、あるいは道路が閉塞し、地区外への避難経路が確保できなくなる可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難になることがあります。</p> <p>地震や火災から人命を保護するため、住宅密集地等において、延焼防止や避難路の確保など安全な都市環境の整備が必要です。</p>	<p>町は、住宅密集地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、用途地域内の都市計画道路の見直しと整備、市街地や都市公園を整備することにより、安全な都市環境の創造を促進します。</p>
--	---

KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎 値	目標 年度	目標 値	事業 主体
空き家率	建設水道課	%	令和元 年度	3.30	令和7 年度	3.00	町/ 県/ 国
都市計画道路 見直し	建設水道課		令和元 年度	見直 し着 手	令和7 年度	見直 し 済 み	町

1 - 2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
保育施設の耐震化(町民課こども係)	
<p>保育施設は、多くの児童がおり、施設の老朽化に対し、保育所生活の安全確保等、緊急性に配慮しながら施設整備を進める必要があります。今後は、町の個別施設計画に基づく改築、耐震対策を進めていく必要があります。</p>	<p>町内の公立保育所は、耐震基準後に建てた建物であり耐震化基準を満たしています。耐震以外の改修工事や大規模改修は、計画的に実施してきました。今後は、施設の老朽化に対し、安全性を踏まえた上で建て替えを視野に入れて進めます。</p>
学校施設の耐震化(教育委員会学校教育係)	
<p>学校施設は、多くの児童・生徒がおり、また、災害時には避難所として使用される場合があるため、施設の老朽化等に対し、学校生活の安全確保等、緊急性に配慮しながら施設整備を進める必要があります。</p> <p>小学校は、施設整備計画に基づく大規模改修、耐震化、吊り天井等の非構造部材の落下対策は完了しています。</p> <p>中学校は、耐震基準を満たした新築校舎であり、吊り天井等の非構造部材の落下対策は完了しています。</p>	<p>小中学校の耐震改修工事や大規模改修・改築を計画的に実施してきました。学校施設は、多くの児童・生徒がおり、また、災害時は、避難所として使用される場合があるため、施設の老朽化等に対し、学校生活の安全確保等、緊急性に配慮しながら施設整備を計画的に進めていきます。</p>
複合文化施設まなびの館の耐震化等(教育委員会生涯学習係)	
<p>公民館・図書館・博物館の機能を有する複合文化施設エコールみよたは、多数の者が利用する施設であると同時に、災害時には避難所としての利用が想定されます。</p> <p>開館後 20 年近く経過していることから、空調設備等において大規模修繕の必要があります。</p>	<p>計画的に必要な修繕等を実施し、施設の適切な維持管理に努めます。</p>
社会体育施設の建て替え等(教育委員会社会体育係)	
<p>多様化する住民ニーズに応えるため、総合体育館の建設を望む声もあります。</p>	<p>利用者の安全・安心に配慮し、計画的なスポーツ施設等の整備・維持管理に努めます。</p>

<p>また、指定緊急避難場所兼指定避難所となっていることから、空調設備などの充実も図っていく必要があります。</p> <p>ヘルスパイオニアセンターは、耐震化ができておらず、防災上の課題もあります。</p> <p>これからは、「御代田町体育施設設置及び管理に関する条例」第1条の規定による「町民の体位と健康の増進に寄与する」という当町の体育施設の設置目的や、各施設の老朽化が進行している現状に鑑み、修繕や改修等の施設長寿命化対策をする必要があります。</p>	
---	--

公営住宅の管理(建設水道課都市計画係)

<p>町営住宅桜ヶ丘団地や厚生住宅は、耐震基準は満たしているものの、建築から18年～38年が経過しており、公営住宅長寿命化計画による計画的な施設の改修工事が必要であるが、財源等の理由から経常的な修繕で対応している状況です。地震等の災害時は、施設の老朽化による外壁の倒壊や屋根瓦の落下等が予想され、避難路の確保や入居者の生命に重大な危険が生じます。</p>	<p>町は、公営住宅長寿命化計画に基づいた改修工事等を実施することにより、災害時の入居者の安全確保を図ります。</p>
---	---

KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年 度	目標 値	事業 主体
耐震化率	建設水道課	%	令和元 年度	76.90	令和7 年度	100	町

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

脆弱性評価	推進方針
治水対策(建設水道課建設係)	
<p>御代田町は、急峻な地形や脆弱な地質といった自然条件に加え、都市化による流域の保水力低下、近年の局所的集中豪雨の多発等から、大規模な水害の発生が危惧されています。</p>	<p>町は、町民が安全で安心して暮らせるように、河川施設の整備、内水対策等を実施し、国、県等とともに総合的な治水対策を重点的に進めます。</p> <p>また、河川管理施設は、定期的に点検を実施するとともに、計画的な修繕を実施します。</p> <p>緊急浚渫事業により、堆積土砂の撤去、河畔林整備を実施し、安定した流下を確保するとともに、越水による被害を未然に防ぎます。</p>
水防災意識社会の再構築(総務課情報防災係、建設水道課建設係、消防課消防係)	
<p>平成27年9月に発生した関東・東北豪雨、平成28年8月に発生した台風による東日本から北日本での豪雨、元年東日本台風など、昨今、全国各地で大規模な洪水被害が発生していることから、多くの河川を抱える長野県においても同じような大水害が起こり得ることを念頭に、社会の意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識改革し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があります。</p> <p>このため、従来から実施している河川改修などのハード対策に加え、大雨が降った場合の県による「洪水浸水想定区域図」の周知等のソフト対策により、水害リスク情報を社会全体で共有し、河川が氾濫する前に円滑かつ迅速に避難するため、河川管理者、町、住民等が連携・協力し、減災対策を推進する必要があります。</p>	<p>県、町等からなる大規模氾濫減災協議会に参加して、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために取り組みます。</p> <p>《例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域図の周知 ・県に対して河川監視カメラ等の増設要望 ・消防団の出動要請及び連絡調整をします。 ・火災、水防、気象状況、被害状況等の収集及び報告に努めます。 ・火災風水害等の警戒防御に努めます。 ・必要に応じ、佐久広域連合消防本部及び関係機関との連携調整や応援要請をします。 ・平常時における河川、遊水地等の水防対象箇所を巡視します。

あります。また、より身近な水害として、町内随所に張り巡らされた用水路の越水等に対する懸念も払拭することができないので、地域の細かな部分にまで目を向けたリスクの把握が必要です。

KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎 値	目標 年度	目標 値	事業 主体
河川パトロール回数	建設水道課	回 ／ 年	令和元 年	6	令和7 年	12	町
緊急浚渫推進事業	建設水道課		令和元 年	未実 施	令和7 年	実施	町
浸水想定区域の更新に伴う防災マップの作成	総務課				令和4 年	実施	町

1-4 土石流、がけ崩れ等の土砂災害による死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
土砂災害対策の推進(総務課情報防災係、建設水道課建設係)	
<p>急峻な地形と脆弱な地質を有する長野県においては、対策必要箇所が多数存在するため、県と市町村が連携し、ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。</p> <p>更に、火山噴火に起因した土砂災害への対応についても、国や県、浅間山周辺市町村と連携したハード・ソフト対策を推進する必要があります。</p>	<p>町では、関係課において、ハード対策事業とソフト対策事業の推進を明確化し、着実に対策を進めます。このうち、ソフト対策としては、既に作成されている土砂災害警戒区域等の指定に基づく土砂災害防災マップや浅間山火山防災マップの各種情報媒体による提供や多言語化への取り組みなど、警戒避難体制整備に資するソフト対策を実施します。ハード対策事業については、町で実施可能な範囲を把握しながら、国や県へ継続して事業要望をしていきます。</p>
森林の荒廃対策の推進(産業経済課耕地林務係)	
<p>○治山事業の要望箇所は、土砂災害が懸念されます。</p>	<p>○長野県林務部へ治山事業の要望を継続していきます。</p>

○治山堰堤の老朽化対策や、倒木の撤去など適切な維持管理が必要です。	○国有林内の治山堰堤が適切に維持管理されるよう東信森林管理署へ継続的に要望します。
-----------------------------------	---

1-5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
火山防災対策の推進(総務課情報防災係)	
「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(以下「常時観測火山」という。)として、気象庁の火山噴火予知連絡会によって選定された50火山のうち、浅間山が御代田町に関係しています。住民等に対する迅速で的確な情報提供や避難指示のため、平成30年度に発行した浅間山火山防災マップを踏まえ、避難体制を構築していく必要があります。	町は浅間山火山防災協議会の一員として、国、県、関係市町村等の関係機関と連携しながら、火山災害への警戒が必要な地域に住む人々に向けた火山防災施策を実施します。

1-6 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
観光地の災害予防計画(産業経済課商工観光係)	
観光施設ごとに自主防災組織の整備ができておらず、災害時における観光客の避難体制の整備が完了していません。	観光地の災害対策については、地理状況が不明確な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図ります。
避難情報の情報伝達体制の推進(総務課情報防災係)	
災害による被害を最小限にとどめ、リスクを回避・低減するためには、各自がその地域の実情に即した災害の危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。なお、避難勧告等の発令の遅れや、発令情報の不達は避難行動の遅れにつながります。適切に避難指示等を発令し、迅速な避難行動ができるようにするため、避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年	町は、適切に避難指示等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日ごろから周知徹底を図るとともに、迅速に住民一人ひとりが避難行動を取る判断ができる知識と情報を提供します。

<p>5月内閣府)に対応した避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直しや、それに伴う訓練をする必要があります。また、住民や観光客等の滞在者が迅速かつ詳細に避難指示等の発令情報を把握できるよう、携帯電話会社による緊急速報メールの活用を推進する必要があります。</p>	
<p>防災教育の推進(総務課情報防災係、教育委員会学校教育係)</p>	
<p>災害発生時に児童生徒が自ら身を守るための行動が取れるように、登下校や授業中などあらゆるシーン、災害の種類を想定した防災教育の充実を図る必要があります。</p>	<p>町は、教育委員会と連携して、児童や生徒たちに防災に関する知識を身に付けてもらうよう、学校で防災学習を実施します。</p>
<p>火山防災対策の推進(総務課情報防災係)</p>	
<p>「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」(以下「常時観測火山」という。)として気象庁の火山噴火予知連絡会によって選定された50火山のうち、浅間山が御代田町に関係しています。住民等に対する迅速で的確な情報提供や避難指示のため、平成30年度に発行した浅間山火山防災マップを踏まえ、避難体制を構築していく必要があります。</p>	<p>町は、活動火山対策特別措置法(平成27年改正)において設置が義務付けられた浅間山火山防災協議会の一員として、国、関係市町村等の関係機関と連携しながら、火山災害への警戒が必要な地域に住む住民の方に向けた火山防災施策を実施します。</p>
<p>要配慮者利用施設対策の推進(総務課情報防災係、町民課こども係)</p>	
<p>社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、平成28年台風10号の際にみられるように災害時には要配慮者が迅速な災害対応が困難であることを前提に、地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、管理者を含めた職員が町から発令される避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移すことができるように取り組む必要があります。</p>	<p>町は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の作成などを義務付ける水防法等の改正を受け、地域の実情を反映し、実効性の高い計画となるよう促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動を取ることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた指導・助言を県と連携して実施します。</p>

聴覚障がい者の避難・情報伝達(保健福祉課福祉係)	
<p>聴覚障がい者は、音声情報による伝達が困難であり、配慮が必要です。手話が言語であることを住民が理解し、手話がコミュニケーション手段として広く普及することにより、「ろう者」の社会参加を促進するとともに、災害時にろう者の安全を確保し、手話で避難誘導のできる住民を増やす必要があります。</p> <p>また、音声情報のみならず、視覚への情報提供ツールの活用を推進するとともに、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取り組みが必要です。</p>	<p>携帯電話会社による緊急速報メールの活用を推進するとともに、ホイッスルやコミュニケーションボード等聴覚障がい者が災害時に必要な持ち物の周知等、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取り組みを促進するよう努めます。</p>

避難行動要支援者対策の推進(保健福祉課福祉係)	
<p>災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、町は避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、個別避難計画の作成を推進する必要があります。当町では、災害時の支援体制を構築するとともに個別避難計画の作成を進める必要があります。</p>	<p>令和3年5月に災害対策基本法の改正により、個別避難計画の策定が努力義務化されました。町では、具体的に過去の災害や地形等の状況を踏まえ、地域を絞り込みながら、個別避難計画の策定に取り組めます。</p>

KPI 一覧							
指標名	担当部局	単位	基礎 値 年度	基礎 値	目標 年度	目 標 値	事業主体
小中学校で防災教育の実施	総務課 教育委員会	回	令和 3年 度	1	令和 8年 度	5	町
要配慮者利用施設での避難確保計画の策定	総務課 町民課	団体	平成 29 年度	1	令和 4年 度	2	町/県

個別避難計画作成	保健福祉課	地区	令和 2年 度	0	令和 6年 度	20	町
----------	-------	----	---------------	---	---------------	----	---

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

脆弱性評価	推進方針
水、食料等の不足対策の推進（総務課情報防災係、建設水道課上下水道管理・工務係）	
<p>大規模自然災害が発生し、住家等の被害があった場合は、被災者は、まず、避難所に避難することになりますが、断水や物流の途絶により、水、食料等の生命を維持するための物資が不足する可能性があることから、迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を実施する必要があります。</p>	<p>町は、地域防災計画に基づき、食料を持ち出しできない人などを想定して、必要な量を確保し、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えます。</p> <p>被災地の町だけでは食料等の供給が困難な場合は、県において町を補完する役割を担い、お互いに連携しながら水、食料等を供給します。</p> <p>自然災害の発生により水道施設が被災した場合には、断水となる可能性があります。飲料水の供給ができるよう、給水車、給水タンク、給水袋などの給水体制整備を進めるほか、町と町管工事協会との災害時における応急措置に関する協定等に基づく応急・復旧活動を的確に実施します。</p>
道路の落石危険箇所整備の推進（建設水道課建設係）	
<p>台風などの大雨や地震により落石が発生すると、通行車両などが被災したり、孤立が生じるおそれがあります。落石等災害の危険性が高い箇所について、落石防護柵</p>	<p>町は、落石や岩盤崩落などの道路防災点検の結果に基づき、対策が必要な箇所について、災害時の孤立集落発生や落石による人身事故の防止等、道路利用者の安心・安全を確保するため、順次、防災対策工事を</p>

<p>などの防災対策施設を整備し、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。</p>	<p>実施します。</p> <p>また、災害時、緊急輸送を円滑に遂行するため、緊急輸送路の防災対策については、主要事業と位置付け、優先的に対策を実施します。</p>
--	--

緊急輸送路整備の推進(建設水道課建設係)

<p>地震により橋梁等が破損すると、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、緊急輸送路における狭隘箇所等の整備、要対策橋梁等の耐震補強を進める必要があります。</p> <p>また、災害に伴う国及び他の都道府県からの応援を迅速かつ円滑に被災地に受け入れるため、災害に際し、地域における幹線道路ネットワークが十分に確保されている必要があります。</p>	<p>町は、災害時における緊急輸送路の機能確保や落橋による二次的災害を防止するため、道路の維持管理と建設の両面から緊急輸送路整備を重点的に実施し、安全で安心できる町民生活を実現します。</p> <p>また、高速交通網や鉄道駅、生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進し、大規模災害時におけるスムーズな応援受入が可能となるようにします。</p>
---	---

大雪による孤立対策の推進(建設水道課建設係)

<p>大雪による長時間に及ぶ通行止めは、町民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあります。大雪に伴う集落の孤立などを防止するため、道路の除排雪をはじめ冬期交通の確保対策を推進する必要があります。</p>	<p>町は、国、県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめ冬期交通の確保対策を推進します。具体的には、平成26年2月大雪災害経験を踏まえ、国・県からの除雪機械の支援、県及び隣接自治体との豪雪時における相互除雪の検討、ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、広報していきます。</p>
---	---

2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	
脆弱性評価	推進方針

自主防災組織の充実強化(総務課情報防災係)	
<p>被害を出さない取り組みである「防災」から、被害を減らす「減災」の取り組みが、地域の防災力の強化につながります。災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人々の助け合いである「共助」があり、その「共助」の中心的な役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。そのため、地域ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援をし、地域防災力の向上を図る必要があります。</p>	<p>町では、平成 28 年度に自主防災組織の手引き(結成編。活動編)を作成し、各区へ自主防災組織の立ち上げや活動の活性化へ継続的な支援をする体制を取っています。しかし、自主防災組織の1~2年での役員の交替や人材の不足等により、活動の継続性が課題となっている組織もあり、また、組織が設置されていても、その活動が機能していない、又は維持できない地域も多くあることから、長期に継続して活動、積極的に地域に協力いただけるよう区長会での呼びかけをしていきます。</p> <p>また、「共助」の持つ最大の特徴は「即応性」です。出前講座や地域イベント(夏祭りなど)における防災体験プログラムの開催など、地域の実情や課題に応じて柔軟な形による対応が可能な防災に向けた取り組みを進めることにより、地域づくりや地域の活性化と並列・相乗する形での、自主防災組織の充実や強化を図っていきます。</p>
消防団の活性化(消防課消防係)	
<p>消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、各市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。</p> <p>また、近年は、女性の入団も増加しており、広報活動などにおいて活躍しています。</p> <p>消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模自然災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、火災現場での消火活動、水防活動、台風時の警戒をはじめ住民の避難誘導、警戒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動の啓発及び団員募集事業により、消防団組織の維持を図ります。 ・消防団組織体制の見直しを検討します。 ・災害に備え、消防団員の資質向上のための各種訓練を実施します。 ・消防団と常備消防の連携強化、装備及び資機材等の充実強化を図ります。

<p>区域の設定など、常備消防と連携した活動をしています。</p> <p>社会情勢の変化、人口減少により県内消防団員数は減少傾向にあり、各市町村の消防団では団員確保に苦慮しています。団員確保キャンペーン等のPR活動では十分な効果が得られず、より効果的な団員確保に取り組む必要があります。</p>	
---	--

KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎 値 年度	基礎 値	目標 年度	目標 値	事業主体
自主防災組織結成数	総務課	組織	令和 2年 度	9	令和 7年 度	12	町
町内の消防団員数	消防課	人	令和 2年 度	270	令和 7年 度	300	町

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価	推進方針
<p>エネルギー供給体制の整備(総務課情報防災係)</p>	
<p>県は、県内で消費される石油製品の大半が京浜地区から貨物輸送により供給されており、災害で鉄道が不通となれば県内の供給力が低下するなど、脆弱な立地条件にあります。町でも避難所や要配慮者利用施設など、優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化を図ることが重要です。</p>	<p>県は、災害時における石油類燃料の供給体制の整備を図るため、長野県石油商業組合と連携して県内の中核給油所(41か所)※1及び小口燃料配送拠点(21か所)※2への石油類燃料備蓄を推進しています。</p> <p>町は、県の活動に協力するとともに町独自でも石油事業者などと災害協定を打診するなどし、災害への備えの充実を図っていきます。</p>
<p>KPI 一覧</p>	

指標名	担当部局	単位	基礎 値 年度	基礎 値	目標 年度	目標 値	事業主体
町内燃料事業者との 災害協定の締結	総務課	事業者	令和 3年 度	0	令和 8年 度	1	町

2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

脆弱性評価	推進方針
災害医療活動指針・地域災害医療活動マニュアルの整備(保健福祉課健康推進係)	
<p>県は、平成 23 年2月に長野県災害医療活動指針を策定し、また、当町を含む佐久圏域においては、平成 22 年3月に佐久地域災害医療活動マニュアルが策定され(平成 29 年6月 20 日改訂)、平成 30 年1月に佐久地域災害医療活動マニュアル別冊が策定されています。これらのマニュアルを踏まえ、関係機関が連携を強化し、コーディネート機能の確認等をする定期的な訓練が必要であり、マニュアルについては、災害急性期(おおむね発災後 48 時間)を脱した後の対応など、実際の災害や訓練の結果を踏まえて適宜見直していく必要があります。</p>	<p>当町を含む佐久圏域医療対策協議会において、佐久地域災害医療活動マニュアルについての見直しを定期的に(年1回以上)します。合わせて、佐久保健所が主催する関係機関による訓練に積極的に参加します。</p>
災害急性期に対応する体制の整備(保健福祉課健康推進係)	
<p>東日本大震災や平成 28 年熊本地震では、病院が被災するとともに、ライフラインが途絶し、水などの配給が必要となるなど、入院診療に制限が生じた病院がありました。こうしたことから、病院が被災した後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画(BCP)の整備を促進する必要があります。</p> <p>また、災害急性期に被災した病院の支援</p>	<p>災害拠点病院を含む全ての病院における業務継続計画の策定の促進、DMAT隊員の計画的な養成など、県及び佐久保健所の推進方針に連携して被災によるリスクの軽減を図ります。</p>

<p>や被災地外への患者搬送をする災害派遣医療チーム(DMAT)の整備が進んでいますが、大規模災害の発生に備え、引き続き、DMATの養成・確保に努める必要があります。</p>	
<p>医療通訳の整備推進(保健福祉課健康推進係)</p>	
<p>外国人旅行者の増加に伴い、医療通訳者を正社員等として雇用し院内に配置する「独自雇用」、必要ときに医療機関や患者からの依頼を受け、コーディネーター等が医療通訳者に連絡・調整し、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣」や医療通訳サービス事業者等と契約し、必要に応じ電話等により対応する「遠隔医療通訳」など、地域の実情にあった医療通訳体制の整備と医療通訳者を育成する必要があります。</p>	<p>県の医療通訳体制の整備の推進方針に協力するため、必要な医療通訳人材の育成や、医療通訳体制を整備するために設ける広域での検討に積極的に参加します。</p>

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	推進方針
<p>災害時における感染予防対策マニュアル(保健福祉課健康推進係)</p>	
<p>大規模自然災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合は、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。</p> <p>県が作成している感染症等の対応マニュアルには、災害発生時の対応について記載がないことから、避難所をはじめ被災地域における災害時の疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制を整備する必要があります。</p>	<p>あらかじめ様々な被災状況(ガス・電気・水道の停止状態)に対応できるよう、県が作成する「災害時における感染予防対策マニュアル」の以下の対策をし、県と連携して災害時の感染症の大規模発生防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒・生活環境の清潔保持といった「感染源対策」 ・感染防止のための経路別必要物品(マスク、石鹼他)の選定 ・飛沫感染・接触感染を防止するための「感染経路対策」 ・高齢者・乳幼児などの感染症に罹患しやすい

	<p>者の健康維持のための「健康管理対策」</p> <ul style="list-style-type: none">・避難住民の感染症発生状況の把握及び感染症発生時の対応
--	---

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は、確保すること

3-1 信号機の停止等による交通事故の多発

脆弱性評価	推進方針
交通安全対策の実施(総務課庶務係)	
町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー等の設置を推進していく必要があります。	町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー等の設置を推進します。

3-2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

脆弱性評価	推進方針
他市町村への支援(総務課庶務係)	
二次災害の防止と円滑かつ迅速な災害復旧等を図るため、甚大な被害を受けた市町村に対し、必要とされる支援を図る必要があります。	町は、災害時において県及びチーム長野との連携を図りながら、迅速かつ円滑な災害対応をします。
災害拠点施設の耐震化等(総務課庶務係)	
災害応急対策の指揮・情報伝達活動等をする庁舎等については、災害活動拠点施設としての十分な機能を発揮するため、災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。	庁舎は、平成 30 年度に新築したため、耐震性及び非常電源の確保はできています。今後は、災害時に災害応急対策の拠点として十分な機能を発揮するため、それら設備を十分活用できる体制と災害活動に対応できる設備の補充を計画的に実施します。
町の業務継続計画(総務課情報防災係)	
大規模自然災害時には、地方行政機関(県庁、市町村役場)も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画(BCP)の更新・見直しを継続していくとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き検討する必要があります。	町は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務(以下「非常時優先業務」という。)を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な自然災害時にあっても、適切な業務遂行を目的とした業務継続計画(BCP)を平成 29 年度に策定しました。 今後は、計画の更新・見直しを継続し、災

	害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について、引き続き研究していきます。また、町は、災害対策本部の設置や初動対応について確認する非常参集訓練をはじめ、町職員を対象とした災害対応研修などを実施します。
長野県防災行政無線の適切な運用(総務課情報防災係)	
大規模自然災害が発生した際、県は県現地機関、市町村、消防本部、自衛隊、他の都道府県、総務省(消防庁)・内閣府などの国の機関と被害状況の把握や応援要請等の連絡を迅速に実施する必要があるため、地上の中継局を経由する地上系と、通信衛星を利用した衛星系の、無線通信設備2系統を整備しています。非常時に通信手段が途絶えることがないよう、維持管理を実施しています。	大規模自然災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないよう、適切な維持管理を実施します。また、長野県防災行政無線を適切に使用できるよう、日ごろから操作の習熟を図ります。
町防災行政無線の適切な運用(総務課情報防災係)	
自然災害が発生するおそれがある、又は発生した場合には、同報系防災行政無線を活用して、住民等へ情報伝達を実施します。ついては、毎日の定時放送により、スピーカー等に異常があるかどうか、常日ごろから確認しておく必要があります。また、各区の公民館等に設置している防災無線電話について、災害時等に活用できるよう、各区へ周知しておく必要があります。	自然災害が発生又は発生するおそれがある場合には、使用できない状態がないように適切な維持管理を実施します。また、同報系防災行政無線を適切に使用できるように日ごろから操作の習熟を図ります。
受援体制の整備(総務課情報防災係)	
町では、災害時等において、他市町村からの受入態勢を整備しておく必要があります。	災害時等において円滑に受援体制を構築できるよう町の受援計画を策定します。
賦課、徴収業務の継続、税に関する各種証明等の発行業務の継続(税務課)	

<p>賦課、徴収業務及び税に関する各種証明等の発行業務の全ては、庁内設置のクライアントにより処理しています。庁舎に被害が生じるなどにより、クライアントや通信回線が使用不能となり、それらの業務の全てが不能となった場合は、御代田町業務継続計画において代替庁舎の特定等対応が定められています。今後は、代替庁舎の箇所数について検討の余地があります。</p>	<p>非常時に代替庁舎において速やかに業務を再開できるよう関係事業者等との連携を図ります。</p> <p>また、様々な被災の可能性を想定し、代替庁舎となり得る施設等について検討していきます。</p>
--	---

KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標 値	事業主体
災害時に備えた、参集訓練等の実施	総務課	回	平成 29 年度	1	令和 8年 度	3	町
長野県や近隣自治体等の情報伝達訓練	総務課	回	令和 2年 度	1		現状 を維 持	県
町総合防災訓練等において防災無線電話を使用した情報伝達訓練の実施	総務課	回	平成 30 年度	1	令和 8年 度	3	町

3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価	推進方針
<p>電話機能の対策促進【東日本電信電話株式会社】</p>	
<p>○情報通信の長期停止、麻痺を招く主な要因として、通信施設の停電・倒壊、通信ケーブルの切断、被災地域への通信集中による輻輳(ふくそう)、があります。</p> <p>○東日本電信電話株式会社は、予期せぬ大規模な災害に備え、平常時の「通信ネットワークの信頼性向上」、災害時の「重要通信の確保」、「サービスの早期復旧」を災害</p>	<p>○大規模自然災害が発生し、NTT回線が途絶しても、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施します。</p> <p>○一方、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話(特設公衆電話)の「事前配備」を進めています。</p>

<p>対策の基本方針として、様々な対策に取り組んでいます。</p> <p>(1)「通信ネットワークの信頼性向上」の取り組み例</p> <p>24時間365日、全国の通信ネットワークを監視し、故障や災害に即応しています。また、更にきめ細かな対応ができるよう、システムの高度化を図っています。</p> <p>(2)「重要通信の確保」の取り組み例</p> <p>大規模災害発生時には、被災地への安否の問合せなどで電話が急増します。交換機の処理能力を超えてシステムダウンとなるおそれやネットワーク全体に影響を及ぼすおそれがある場合には、警察・消防等の緊急通信や重要通信を確保するために、一般の通話を制御することがあります。</p>	<p>○事前配備の災害時用公衆電話(特設公衆電話)に加え、市町村等からの要望により、避難所へ災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置します。</p> <p>○被災者は、災害時用公衆電話(特設公衆電話)を利用し、災害用伝言ダイヤル(171)の利用や知人への連絡が無料でできます。</p> <p>○災害用伝言ダイヤル(171)は、地震等の災害発生時に、被災者の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(輻輳)になった場合、速やかにサービスを提供します。</p> <p>○各地方自治体等と協力して、各種災害対策機器を用いた孤立エリアの通信確保訓練を実施しています。</p>
<p>電話機能の対策促進【株式会社NTTドコモ】</p>	
<p>○いつでもどこでも、あらゆる人・場所とつながることができる便利なモバイル通信。災害時には、人命救助、復旧活動及び安否確認などに欠かせないライフラインとして重要な役割を果たしています。</p> <p>ドコモは、地震、台風、豪雪、火山噴火などあらゆる災害が発生してもモバイル通信を安心して利用できるよう、平時から様々な対策を実施しています。</p> <p>○(株)NTTドコモでは、災害対策3原則をドコモグループ全員に徹底し、平時の通信品質の維持・向上はもちろん、非常時にも重要通信を確保するための仕組みを多層的に準備しています。また、万一通信設備が被害を受けた場合も迅速な復旧を可能とする体制づくりに、日々努めています。</p>	<p>○施策1:通信の確保</p> <p>災害に備え、通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めています。長時間停電の場合においては、施設に設置しているバッテリーや移動電源車により対応し、通信の確保を図ります。長野県内においても、移動基地局車や移動電源車など、災害対策機材を配備し、通信の確保及び信頼性向上に継続的に取り組んでいます。</p> <p>○施策2:避難所支援</p> <p>災害時には、安否確認などのために携帯電話が重要な役割を果たします。避難所への支援として、「無料充電サービス」の提供や「docomo Wi-Fi」の設置などを行っています。</p> <p>○施策3:大規模災害時に帰宅困難者へNTTドコモ長野ビルを開放</p> <p>大規模災害発生時に公共交通機関の運行が停止するなどの理由により、帰宅が困難となった人々への支援場所として、NTTドコモ</p>

	<p>長野ビル(長野県長野市上千歳町 1112 番地 1)を開放します。開放するビルでは、災害発生時に無料充電サービスをはじめ飲料水や非常食の提供、また、安心して休憩していただくためのスペースやトイレ、毛布等を提供します。</p> <p>(提供サービス)飲料水、非常食、毛布、トイレ設備、無料充電サービス、テレビ・ラジオ等による災害情報</p> <p>○施策4:災害救助法の適用地域に対する支援措置</p> <p>自治体等から要請があれば、携帯電話などの貸出ができるよう準備しています。</p>
<p>電話機能の対策促進【KDDI株式会社】</p>	
<p>○災害による携帯電話基地局停止の主な要因は、長時間停電による予備電源の枯渇と、物理的に基地局のアクセス回線が遮断されることの2種類があり、停電と回線断の備えを実施しています。</p>	<p>○KDDI(株)は、車載型基地局及び可搬型基地局を設営する事により被災地エリアの通信を確保し、避難所等屋内通信を確保するため、Wi-Fi 設備を設置するなど、通信の確保に向けた対策を引き続き推進します。</p>
<p>電話機能の対策促進【ソフトバンク株式会社】</p>	
<p>○ソフトバンク(株)では、「情報＝ライフライン」であることを自覚し、利用者が安心してサービスを利用できるよう災害への日々の備えと万が一災害が発生した際の一刻も早い通信設備の復旧に取り組んでいます。</p> <p>1 通信ネットワークの災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインとして災害時でも継続して通信サービスを提供するため、強固なネットワーク構築と、災害時の緊急対応に備えた体制を整備しています。 <p>2 災害時の安心を提供するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際に、利用者がいち早く災害情報を把握し、情報伝達手段を確保できるよう緊急速報メールや災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供など、様々な取り組みをしています。 	<p>1 耐震及び停電対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信拠点の自社耐震基準(新建築基準法の基準以上)を満たすことの確認 ・ネットワークセンターの停電時 48 時間以上無停電対策を実施 ・自治体(災害対策本部拠点)をエリアカバーする基地局の停電時長時間継続稼働化(全国 1961 拠点) <p>2 災害時応急復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局停電対応:携帯用発動発電機 全国 700 台配備 ・基地局被害対応:移動基地局車 全国 100 台、可搬型移動基地局 210 台配備 ・光有線ケーブル断線対応:地上系エントランス無線 全国 128 対向配備

<p>・また、利用者に日常的に防災を意識してもらうため、防災に関する情報の提供に取り組んでいます。</p>	<p>・沿岸部等広範囲の基地局被害対応：気球無線中継システム 全国 10 台配備</p> <p>3 災害対応支援</p> <p>・公共機関・NPO 法人向け復旧・復興作業用貸出衛星携帯電話及び携帯電話全国 1,500 台配備</p> <p>・避難所での安否連絡用貸出用携帯電話及び PHS 電話 全国 4,200 台配備</p> <p>4 災害協定の締結</p> <p>・全陸上自衛隊(5方面隊)、海上保安庁と災害協定締結</p> <p>5 防災訓練の参加</p> <p>・全国自治体、自衛隊等の総合防災訓練参加により、災害時の連携を強化</p>
---	---

3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価	推進方針
観光地の災害予防計画(産業経済課商工観光係)	
<p>関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備が必要です。</p>	<p>観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図ります。また、近年増加している外国人旅行者について、防災対策の一層の充実を図ります。</p>
災害情報の入手先(総務課情報防災係)	
<p>町では、様々な情報伝達手段を用いて、情報発信する必要があります。</p>	<p>町は、災害時においては、防災行政無線、町公式ホームページ、町公式 SNS、みよたメール配信サービスで情報伝達をし、避難指示等の情報は、県が運用する「長野県防災情報システム」(L アラート)を活用して、TV、ラジオなどへ情報伝達をするとともに、緊急速報メール(エリアメール)による情報伝達をします。</p>
テレビ・ラジオ放送による情報提供の推進【日本放送協会(NHK)長野放送局】	

<p>NHK長野放送局は、「命と暮らしを守る」報道に全力を挙げ、長野県の「安全・安心の拠点」として、災害に強い地域づくりに貢献します。</p> <p>災害発生直後においては、テレビとラジオでの速報と特設ニュースなどを通じて、被害、避難、ライフラインに関する情報を途絶することなくできるだけきめ細かく放送しています。</p>	<p>○NHK長野放送局は、災害発生時には、直後からテレビとラジオでの速報や特設ニュースなどを通じて、被害、避難、ライフラインに関する情報をきめ細かく伝えます。平成 28 年の熊本地震、翌 29 年の九州北部豪雨の教訓などを踏まえ、視聴者に災害の危険を「自分のこと」と受け止めてもらえるよう避難勧告の地域や氾濫の危険性がある河川の名前について、地域放送だけでなく、全国放送でも詳細に伝える取り組みなどを行っています。</p> <p>○テレビでは、災害情報を特設のニュースで伝えるほか、通常の放送を出している場合でも、画面の上に「L字」と呼んでいる字幕放送をし、より多くの情報を提供しています。</p> <p>○停電に強く、いざというときに役に立つラジオについては、災害の発生に備え、身近な存在として再認識してもらおうと、平成 27 年度から夕方の時間帯に「ゆる〜り信州」という地域独自の番組を放送しています。</p> <p>○テレビ・ラジオ以外の情報発信に力を注ぐため、長野局のホームページやテレビのデータ放送で「L字」画面の情報を提供したり、「災害ホームページ」を立ち上げて最新の報道原稿を掲載したりしています。</p> <p>○平成 29 年 7 月からは、「Lアラート」情報の放送での運用を開始しました。市町村が発信する避難に関する情報を長野局のホームページやデータ放送で提供しています。自治体の情報をそのまま取り込んでいるため、いかに速く、正確な情報を入力してもらえるかが、課題となっています。</p> <p>○防災・減災情報については、多様なメディアでの発信を常に心がけています。NHK長野放送局は、公共放送として、災害報道・緊急報道に全力で取り組みます。</p>
---	---

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性評価	推進方針
電力の対策推進(中部電力株式会社)	
<p>中部電力(株)は、愛知県、岐阜県(一部を除く)、三重県(一部を除く)、長野県、静岡県(富士川以西)の中部5県を営業区域とする電気事業者です。</p> <p>○中部地域のライフラインを担う企業グループとして、これまでも被災後の早期供給力の確保や公衆保安確保の観点から、設備対策などを進めてきました。</p> <p>○電力の長期供給停止を発生させないため、これからも電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じて発電電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化を図る必要があります。</p>	<p>中部電力(株)では、以下の施策を実施しています。</p> <p>(防災体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生時や発生が予想される場合には、直ちに非常体制を発令し、事業場ごとに非常災害対策本部を設置することとしています。 ・災害に備え、日ごろから防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施することにより、万が一の災害時に迅速に対応できるよう取り組んでいます。このほか、国・地方公共団体や警察・消防などが実施する連絡会議や連携訓練(※)にも積極的に参加することで、関係機関との緊密な連携を図るとともに、他の電力会社とも相互協力体制を整えています。 ・災害発生時には、ヘリコプターによる人員・資機材の輸送手段や、衛星通信ネットワークによる情報連絡手段を確保するとともに、速やかな応急送電のために、発電機車や移動変圧器などの特殊車両を主要な事業場に配備しています。 <p>(設備面の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部電力では、これまでも国による三連動地震の想定震度分布の公表などから得られた新たな知見を適切に反映し、被災後の早期供給力確保や公衆保安確保の観点から、設備対策などを進めてきました。 ・これからも、国・自治体による南海トラフ地震や防災対策の見直しなどを踏まえ、各対

	<p>策の検証を進め、引き続き必要な対策・対応を進めることとしています。</p> <p>●発電設備</p> <ul style="list-style-type: none">・中部電力は、安定して電気を送ることができるよう原子力、石炭・LNG・石油などの火力、水力・太陽光のような再生可能エネルギーなど合計 211 か所、3,313.8 万kWの発電設備を備え、日ごろからこれら発電設備の保守・点検や補修を確実に実施し、安定供給に努めています。 <p>●送電設備</p> <ul style="list-style-type: none">・発電所で発電された電気を、配電用変電所まで運ぶ送電設備は、電気を運ぶための電線とそれを支える鉄塔などの支持物で構成されています。・電力の安定供給のため、雷や雪などの自然の脅威に耐えられるよう、適切な設計や設備形成をするとともに、故障を未然に防ぐ技術も導入しています。・年々増加していく高経年設備について、的確・確実に更新し、公衆保安の確保・安定供給に取り組んでいます。 <p>●変電設備</p> <ul style="list-style-type: none">・送電線で運んできた電気をそれぞれの使用目的に応じた電圧に変えることを「変電」といいます。・電気は、電気抵抗によるロスを低減するために高い電圧で運びます。そして、変電所で徐々に電圧を下げて、工場や家庭などに届けられます。・変電所は、電圧を変える変圧器をはじめとした多種多様な機器により構成されており、その電圧も 50 万Vから 6,600Vまで様々です。それぞれの機器に応じた巡視・点検をし、日々、公衆保安の確保・安定供給に向け取り組んでいます。
--	---

	<p>●配電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱や電線などで構成される配電設備は、我々の生活空間に数多く存在します。このため、定期的に設備の巡視をし、危険が及ぶことがないように万全を期しています。また、設備故障による停電を未然に防止するため、機器の点検もしています。 ・営業所では、停電からの早期復旧に備え、24時間出向できる体制を整えています。万が一停電が発生した場合は、昼夜を問わず現場に向かい、復旧作業に当たります。 ・営業所内では、停電範囲を極小化するため、配電自動化システムを活用し、電気の流れを切り替えています。 ・中部電力(株)では、このような事態に備え、訓練を通じ、早期復旧に必要な技術力の維持・向上に取り組んでいます。 <p>●系統運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所と家庭を結ぶ送電ルート of 安定を保つため、送電線に流れる電気の量や電圧を監視・制御しているのが給電制御所です。 ・時々刻々と変化する電気の使用量(需要)と発電量(供給)のバランスを保つとともに、突発的なトラブル発生時にも、安全・確実・迅速な復旧操作をすることができるよう、24時間・365日、電力ネットワーク全体を監視・コントロールしています。
--	--

LPガス対策の推進((一社)長野県LPガス協会)	
<p>(一社)長野県LPガス協会と県は、平成25年1月に「災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定」を締結し、また、県内77市町村とも平成26年6月までに締結を完了しました。この協定に基づき、県や市町村から要請があった場合、①被災地域における一般消費者等に対して販売事業者</p>	<p>(一社)長野県LPガス協会は、LPガス販売事業者等に対して経済産業省の補助事業による指定を促し、県内LPガス充填所の出荷・配送体制の強化を実施しました。結果として県内では9ヶ所の指定を受け、中核充填所としてのLPガス販売事業者等は、自家発電装置、LPガス自動車、LPガス自動車へ</p>

<p>がすべき緊急点検、修繕及び供給、②供給設備設置場所以外で発見されたLPガスボンベについて容器所有者がすべき回収及び保管、③被害状況及び復旧状況の調査、④新たにLPガスの供給が必要となった場合の設備工事及び供給、⑤その他LPガスの保安確保及び供給のために特に必要な業務について実施されることとなっています。</p> <p>平成 28 年長野県議会の6月定例会において、当協会からの請願書「公共施設に災害にも強いLPガス設備の導入が進むことを求める」が採択されました。その趣旨は、大規模地震等の自然災害への備えとして、避難場所などの公共施設において、「災害にも強いLPガス」設備の導入が進むよう配慮を求めるものです。</p> <p>請願書の採択を契機に、公共施設・公的避難所・学校・医療施設等にLPガス災害バルクシステム等の導入について積極的な働きかけをします。</p> <p>《LPガスのメリット》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) LPガスは、経年劣化しないので、長期にわたって使用できます。 2) LPガス発電機を備えることで、停電時に様々な電気機器を使用できます。 3) 災害時対応バルク貯槽等の導入には、国の補助制度を活用できます。 4) 施設のBCP(事業継続計画)対策に有効です。 5) 国土交通省は、平成 28 年度版「公共建築工事標準仕様書」に、LPガス輸送の省力化などを考慮した地上式バルク貯槽を追加しました。 	<p>の充填設備、衛星通信設備等が導入されており、災害に強い安定したLPガスの供給を目指します。</p> <p>中核充填所の役割は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の市町村と長野県LPガス協会及び支部とで締結された防災協定への参加 (2) 災害時において中核充填所の共同利用又は地域内充填所からの依頼に基づき充填受入れ、代替配送、保安点検調査の支援。この場合の、LPガス供給量の配分、保安体制及び費用は各地区での災害時石油ガス供給連携計画策定時に取り決める。 (3) 災害時における国・地方公共団体・長野県LPガス協会への速やかな情報提供 (4) 災害時における流出容器回収の際の保管場所の提供(県の指定場所でも可) (5) 石油備蓄法による地域内の事業者が連携・策定する「災害時石油ガス供給連携計画」への参画 (6) 国の指導により、災害時石油ガス供給連携計画の発動、国からの重要施設への配送指示については、優先的に対応すること。また、(一社)長野県LPガス協会内に、長野県中核充填所委員会を設置し、中核充填所による防災訓練等を引き続き実施します。
--	--

都市ガス対策の推進(長野県ガス協会)	
<p>県内においては、6事業者が都市ガス供給事業をしています。ガス導管による都市ガス供給は、台風、大雪等による被害を受けにくい供給システムですが、地震対策も含め、防災対策として、設備対策・緊急時対策・復旧対策を3本の柱として、更なる供給信頼性の向上に取り組んでいます。</p>	<p>○防災体制の整備 長野県ガス協会の各事業者においては、災害の発生時あるいは発生が予想される場合には、直ちに非常対策組織の体制を取り、対応をすることとしています。また、災害発生時に迅速・的確に対応できるよう、防災訓練を定期的実施しています。指定地方公共機関として行政との防災訓練にも積極的に参加しています。</p> <p>○地震対策 地震対策においては、ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率がおおむね90%を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築してきていますが、今後も鋭意対策を推進していきます。</p> <p>緊急時対策としては、大規模な地震の際には、各社所有の地震計により揺れを感知し、被害が甚大と予測される場合には、地区単位で供給を停止し、二次災害の防止を図れる設備としています。なお、一般家庭では、マイコンメータが設置されており、地震を感知し、ガス供給を自動的に遮断します。また、緊急時の対応・措置を迅速・確実に実施できるよう社員の防災訓練を実施しています。万一、供給を停止した場合は、早期復旧を進めるとともに移動式ガス発生設備等による臨時供給をします。必要な場合には、都市ガス事業者の全国的な応援体制により、迅速に供給を再開します。</p> <p>○災害時電源セキュリティーの向上 ガスコージェネレーションシステムや電源自立型ガスヒートポンプ(GHP)は、省エネ・節電に貢献するとともに、災害による停電時には都市ガスにより発電を行うため、エネルギ</p>

	<p>一セキュリティの向上を図ることができます。医療施設、福祉施設等の重要拠点において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、このような都市ガスによる自立・分散型システムの普及を推進しています。</p> <p>また、一般家庭では、エネファーム(家庭用燃料電池システム)により、災害時に停電した場合でも、稼動中の場合は、電気を使用し続けることができます。</p>
--	---

省エネルギー・自然エネルギーの推進(町民課環境衛生係)	
<p>省エネルギー化を促進するとともに、自然エネルギーを普及拡大することにより、エネルギー自給率を更に高めていくことが必要です。</p>	<p>新エネルギー設備、クリーンエネルギー自動車の導入促進により、二酸化炭素の排出量が抑制されている状態に努めます。</p>

KPI 一覧							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標 年度	目標 値	事業主体
公共施設への電気自動車充電設備の設置	総務課	箇所	令和 元年度	0	令和 7年度	1	町

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価	推進方針
町の水道事業の強化(建設水道課上下水道管理係)	
<p>町が経営する水道事業については、自然災害の中でも復旧に時間を要すると想定される大規模地震等の災害時における給水を確保するため、基幹施設及び基幹管路のほか、人命の安全確保の観点から、避難所となる施設等に至る管路の耐震化も併せて進める必要があります。</p> <p>また、水道施設が被災した場合は、水道等の早期復旧をするため、町と町管工事協</p>	<p>町が経営する水道事業に係る基幹施設及び基幹管路等について、更新に合わせて耐震化を進めます。</p> <p>また、災害の発生により断水しても、飲料水の供給ができるよう、給水車、給水タンク、給水袋などの給水体制整備を進めるほか、町と町管工事協会との災害時における応急措置に関する協定等に基づく応急・復旧活動を的確に実施します。</p>

<p>会の中で締結した、災害時における応急措置に関する協定等に基づいた確かな対応が求められています。</p> <p>更に、火山噴火による火山灰の影響により、酸性値が水質基準を超える事態等を想定し、水質の維持・検査等を継続していく必要があります。</p> <p>また、大規模災害等における情報共有及び危機管理体制のあり方の検討を進める必要があります。</p>	<p>火山噴火による火山灰混入による酸性値上昇等に備え、質の高い水質検査を継続していきます。</p>
--	--

上水道・用水供給の体制整備(建設水道課上下水道管理係)

<p>県内の上水道・用水供給については、水道施設の更新に合わせて耐震化が進められています。町においても、災害時には早期に機能回復が図れる災害に強いライフラインを構築するため、管路更新時には耐震性を有するポリエスチレン管を使用するなど、一層の耐震化が必要となっています。</p> <p>大規模災害時における応急・復旧活動については、災害時における応急措置に関する協定により、体制を整備しています。</p>	<p>町は、御代田小沼水道事業ビジョンに基づき管路の更新を実施していくとともに、施設整備には、莫大な費用が必要となることから、計画的な整備をしていきます。</p>
---	---

KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
給水袋整備	建設水道課	枚	令和元年度	300	令和5年度	1000	町
管路更新延長	建設水道課	km	令和元年度	0.872	令和7年度	1km (単年)	町

4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価		推進方針					
BCP 計画の策定(建設水道課上下水道工務係)							
下水道BCPにより事前対策をし、汚水処理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携や計画の見直しをする必要があります。			下水道BCPを随時更新し、下水処理施設等の業務継続に努めます。 県と市町村は、下水道BCPや防災訓練等により防災体制の強化を図ります。 民間事業者等には、応急復旧への協力を要請します。				
汚水処理施設等の改築等(建設水道課上下水道工務係)							
汚水処理施設等の継続処理のため、下水道施設等の改築更新等を推進していく必要があります。			町は、下水処理施設等をストックマネジメント実施計画に沿った改築更新等を実施します。				
KPI 一覧							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
BCP の更新	建設水道課	回	令和元年度	0	令和5年度	1	町/県
汚水処理施設の計画期間内改修率	建設水道課	%	令和元年度	10	令和10年度	100	町/県

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価		推進方針					
道路ネットワークの整備(建設水道課建設係)							
<p>急峻な地形を有し脆弱な地質が分布する御代田町では、大雨等による土砂崩落等で道路が寸断される事象が発生しています。</p> <p>一方で、平地部から山間部まで、住居が分散し、それらを結ぶ道路は、町内 220 km に及びます。緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率</p>			<p>町は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送路を確保します。 ・国道 18 号や主要地方道小諸軽井沢線など、主要な一次緊急輸送路の代替機能を持つ道路の整備を推進します。 				

<p>的に道路整備を図る必要があります。また、令和元年東日本台風においては、山腹崩壊や溪流浸食に起因する流木が洪水や土砂災害被害を拡大するとともに、その後の復旧活動に支障を生じたことから、対応を講じる必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急医療機関へのアクセスを確保するため、緊急輸送路からのアクセス道路の整備を推進します。 ・地震による電柱倒壊を防止するため、電線類の地中化を検討します。
農道、林道の整備(産業経済課耕地林務係)	
<p>山間部や急傾斜地等にある農道、林道については、土砂災害等により、道路の寸断、通行不能が懸念されます。</p>	<p>農道の個別施設計画を作成し、計画的に整備を進めます。農道・林道の適切な維持管理を実施します。</p>
危険木の事前伐採(産業経済課耕地林務係)	
<p>倒木などにより、道路や電線などの寸断が懸念されます。</p>	<p>危険木、枯損木等の事前伐採を土地所有者へ対応を求める広報をするなど、主要なライフラインの安全を確保します。</p>

5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

脆弱性評価	推進方針
企業防災に関する計画(産業経済課商工観光係)	
<p>災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められています。各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要です。</p>	<p>災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進のほか、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進します。</p>

5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価	推進方針
道路の代替性の確保(建設水道課建設係)	
<p>基幹的交通の分断状況によっては、代替機能が不足することが想定され、広域的な支援に支障が出るほか、復旧・復興が遅れるため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。</p>	<p>町は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。また、新幹線駅や高規格幹線道路の高速交通網や鉄道駅と生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。</p>
道路の維持管理(建設水道課建設係)	
<p>日常・定期点検等により現状を的確に把握し、優先度付けをし、道路の維持管理をより効率的に実施し、安全安心な道路環境を確保する必要があります。</p>	<p>平成24年12月の中央自動車道「笹子トンネル」の天井板落下事故以降、国交省は、平成25年6月の道路法改正により、点検基準を法定化し、平成26年7月に定期点検に関する省令・告示がされ、5年に1度の近接目視による定期点検を開始しました。これを踏まえ、町では橋梁の近接目視による点検を平成30年度までに実施するとともに、令和5年度までに2巡目の点検を施し、令和6年度以降の3巡目点検に向けて、第3期</p>

	<p>御代田町橋梁長寿命修繕計画を策定し、JRやしなの鉄道に架かる跨線橋のほか、故郷大橋や軽井沢大橋といった長大橋、築造後40年以上が経過した橋などを中心に、橋梁の定期点検、修繕を実施し、予防保全型の維持管理を推進します。</p>
<p>除雪期の安全で円滑な道路交通の確保(建設水道課建設係)</p>	
<p>降雪期において、町管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保する必要があります。</p>	<p>町は、国、県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、降雪期において町管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を実施します。具体的には、平成26年2月大雪災害の経験を踏まえ、関係機関と「除雪連絡会議」を設置し、連携して迅速な対応をすべく事前に除雪優先路線を設定し、大雪災害時に優先した除雪、交通規制時の誘導方法等を警察と連携し、滞留車両の発生を抑制します。</p>
<p>鉄道の対策推進(しなの鉄道)</p>	
<p>○しなの鉄道(株)は、北陸新幹線の開業に伴い、平成27年3月14日に従来のしなの鉄道線(19駅、65.1km)に北しなの線(8駅、37.3km)を加え、営業距離102.4kmで年間1,400万人余の乗客が利用する長野県東北信地方の地域に密着した公共交通事業者です。</p> <p>○しなの鉄道(株)では、大規模災害発生時においても、より高いレベルの安全運行体制を確立・維持するため、以下の安全対策を実施しており、今後も引き続き推進します。</p> <p>ア 災害警備計画</p> <p>・災害に即応できる体制を築くため、警備の方法、警備の種類、警備の基準、警備箇所、点検方法、連絡体制、復旧用部品等の在庫状況等について災害警備計画として</p>	<p>○しなの鉄道(株)は、安全・安定輸送実現のため、年度ごと安全計画を定め取り組み、万全の体制をもって、安全・安定輸送の実現を目指します。</p> <p>(1)安全マネジメント体制の充実・強化を図る。</p> <p>(2)安全の重要性の理解と安全に対する感性を磨く。</p> <p>(3)部内原因による事故・事象の撲滅と外的要因によるリスクを低減させる。</p> <p>(4)計画的な施設・整備の維持更新を行う</p> <p>○これらを実現するため、「運転事故防止重点実施計画」及び「傷害事故重点実施計画」に基づいて計画的に実施するとともに、毎月実施している安全推進委員会でチェック・修正し、社内で水平展開することにより、安全性の向上に努めます。</p>

<p>北しなの線、しなの鉄道線それぞれ具体的に定めています。業務の中から得られた情報を基に、常に見直しをし、特に警備箇所、連絡体制について、最新のものに更新することにより、災害の予防及び災害が発生した場合の迅速な復旧を目指しています。</p> <p>イ 設備・車両の安全性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降場改良工事や踏切敷板ゴム化工事、踏切支障報知装置、特殊信号発光機といった安全に関する設備の整備等による安全性の向上をはじめ災害に対する安全対策として防災情報システムを導入し、沿線に設置された雨量計、地震計、風速計、水位計等から収集された情報を指令に集め、規制値に達すると速度規制、運転中止等必要な措置を講じています。 <p>ウ 安全意識の高揚と技術力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常業務や、新しい事柄に触れたときにふとしたことから「気づく力」と「考える力」を磨き、挑戦力を高めるために、訓練・研修を通じて取り組んでいます。 	
---	--

5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

脆弱性評価	推進方針
基幹的農業水利施設(産業経済課耕地林務係)	
<p>頭首工が被災すると、通水不能となり、耕作不能となるおそれがあります。また、被災状況によっては影響が長期化するおそれがあります。</p>	<p>取水先河川内の土砂・立木などの撤去を、河川管理者に対し要請し、河川断面の確保を図ります。</p>
備蓄、物資の供給(総務課情報防災係)	
<p>町地域防災計画に記載されている防災備蓄品のうち、生活用品等について、最低限必要な数を購入していくとともに、使用期限のある備蓄品の計画的な入替えをする必要があります。</p>	<p>町は、備蓄内容、備蓄数及び災害協定により確保可能なものを踏まえ、町人口の5%程度(約 750 人)の3日分の生活必需品等について、自力で確保できない状況を想定して備蓄するとともに、災害発生後の交通機能</p>

	マヒや孤立地域発生等を想定し、備蓄の整備を図ります。
--	----------------------------

6 二次的な被害を発生させないこと

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

脆弱性評価	推進方針
緊急対応の推進(総務課情報防災係、建設水道課建設係)	
大規模災害発生時には、土砂災害防止法により、河道閉塞、火山噴火等が発生した場合は国土交通省が、地すべりが発生した場合は県が、被害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施します。	県は、河道閉塞のように重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、国又は県は、土砂災害防止法に基づき、被害の想定される範囲及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を市町村に通知します。町は、通知に基づき、対象地の住民に周知を図ります。
土石流等による二次災害発生対策の推進(総務課情報防災係、建設水道課建設係)	
地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。また、火山噴火発生後は、堆積した火山灰が降雨や融雪に伴い土石流化し、下流域に被害を及ぼす危険性があります。二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。	大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり、火山噴火などの土砂災害による二次災害発生に備え、国土交通省、県等と連携し、迅速に応急対策工事の実施と、警戒避難体制の早期構築を実施します。また、地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、県では震度5強以上の震度を観測した場合については、長野地方気象台と協議の上、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価	推進方針
ため池管理体制の強化(産業経済課耕地林務係)	
防災重点ため池の下流においては、ため池の決壊等により浸水被害等が懸念されます。	ため池ハザードマップの作成や、耐震診断を実施します。
ため池の豪雨対策(産業経済課耕地林務係)	
一斉点検により、豪雨対応の判定について緊急性が高い箇所はないものの、避難誘導等ソフト対策の必要があります。	ため池ハザードマップの作成や、ため池整備を検討します。

ため池の耐震対策(産業経済課耕地林務係)	
一斉点検により、耐震化判定について早急な整備が必要となっているため池があるため、今後の対応を検討する必要があります。	ため池ハザードマップの作成や、耐震診断を実施します。

6-3 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(総務課情報防災係)	
化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出における対応能力の向上を図る必要があります。	化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を常時実施するとともに、防災訓練等において、関係機関(自衛隊・警察等)と連携した有害物質の大規模拡散・流出における対応能力の向上を図る(実施主体:町、県)。

6-4 農地・森林等の荒廃

脆弱性評価	推進方針
農地・農業水利施設等(産業経済課耕地林務係、農政係)	
<p>○水路や畑地かんがい施設などの老朽化により、越水、浸水被害等が懸念されます。</p> <p>○農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります。</p>	<p>○農業用水路の個別施設計画を作成し、農振農用地を中心にストックマネジメントを推進し、水路の適切な維持管理を実施します。畑地かんがい施設の改修等を灌水組合とともに検討します。</p> <p>○農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源(農地・水路・農道等)の保全管理をするための活動組織の立ち上げや体制づくりを支援します。</p>
森林(治山事業の要望)(産業経済課耕地林務係)	
土砂流出防備保安林に指定されている箇所については、土砂災害により周辺のライフラインが寸断されるおそれがあります。	長野県林務部へ治山事業を継続的に要望します。
松くい虫被害の防止(産業経済課耕地林務係)	

松くい虫被害木の倒木により周辺のライフラインが寸断されるおそれがあります。	松くい虫被害木の伐倒駆除を継続的に実施し、松くい虫被害拡散の防止、松林の保全を図ります。
有害鳥獣被害の防止(産業経済課耕地林務係)	
シカやイノシシなどの有害鳥獣により、農地や森林の荒廃が懸念されます。	有害鳥獣の緊急捕獲を継続的に実施します。狩猟者などの人材確保に努めます。

6-5 観光や地域農産物に対する風評被害

脆弱性評価	推進方針
被災した観光地の復興(産業経済課商工観光係)	
被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援が必要となります。	国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなどして、風評被害防止対策を推進します。
風評被害対策の推進(産業経済課農政係)	
大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。	町は、国・県・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。 また、実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。

6-6 避難所等における環境の悪化

脆弱性評価	推進方針
避難者の健康状態の把握(保健福祉課健康推進係)	
<p>長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。町、県が連携して避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。</p>	<p>被災時において、避難者の感染防止及び心身の健康支援に努め、それらを維持するため、必要に応じて県に、必要な保健師等の派遣を求めます。</p>
避難所の対策推進(総務課情報防災係)	
<p>県、市町村、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、町や地域住民は避難所の運営についての取決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。</p>	<p>町は、避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄を推進します。また、災害情報や避難情報を町公式ホームページにおいて発信するなど、災害に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報発信に努めます。更に、町は、県が策定する「避難所マニュアル策定指針」(平成14年度策定、平成23年度改定)を活用して「避難所運営マニュアル」の策定をします。</p>
要配慮者の受入体制の推進(保健福祉課福祉係)	
<p>熊本地震では、高齢者や障がい者などの要配慮者について、一般避難所から福祉避難所の移動者を選定する際に、明確な基準がなく避難所の自治体職員が判断を迫られたり、障がい者が避難所への受け入れを断られるなどの事例があったことから、要配慮者が災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。</p>	<p>町は、国のガイドライン等を活用し、要配慮者が避難所への受け入れを断られないよう、適正な避難所の運営管理について周知徹底します。</p>

KPI 一覧							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎 値	目標年 度	目標 値	事業主体
避難所運営マニュアルの策定	総務課		令和2 年度	未 策定	令和8年 度	策定	町

7 被災した人々の日常の生活が迅速に戻ることに

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
災害廃棄物処理計画の策定等(町民課環境衛生係)	
<p>地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画(単独計画)を策定している市町村は少ない状況であり、今後市町村における計画策定を促進する必要があります。しかし、当町では、平成23年3月に「御代田町災害廃棄物処理計画」を策定済みであり、令和2年度には、改正を実施しています。今後も毎年検討を加え、必要があるときは、修正をしていくことが必要です。</p>	<p>「御代田町災害廃棄物処理計画」について、今後も毎年検討を加え、必要があるときは、修正に努めます。</p>

KPI 一覧							
指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎 値	目標年 度	目標 値	事業主体
御代田町災害廃棄物処理計画の検討	町民課	回	令和2 年度	0	令和8年 度	5	町

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
道路啓開等の対策推進(建設水道課建設係)	
<p>大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じるおそれがあります。このため、速やかな道路啓開等によ</p>	<p>町は、発災後、直ちに町管理の道路パトロールをし、通行可能な道路を把握し、人命救助や物資輸送に繋げるとともに、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して</p>

<p>り生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。</p>	<p>確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、町管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。また、平成 26 年の大雪災害時のように、道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行が困難な場合は、災害対策基本法に基づく道路区間を指定し、運転者に対し、車両の移動を命じるとともに、場合によっては自らも車両の移動などをします。</p>
-----------------------------------	---

7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
被災者生活支援金による迅速な支援(保健福祉課福祉係、税務課資産税係、総務課情報防災係)	
<p>自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、災害見舞金や被災者生活支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。</p>	<p>住家の被害認定が支援金等の申請には不可欠なため、県が実施する研修に参加するなどし、被害認定の知識の習得に努めます。</p>
地籍調査の推進(産業経済課耕地林務係)	
<p>住宅の集中している生活圏は、国土地籍調査が完了している。別荘地が点在する地区は、事業完了していないため、これら地域が被災した際は、復旧が進むか懸念されます。</p>	<p>認証未請求地区の解消を目指します。</p>

7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
自主防災組織による地域防災力の向上(総務課情報防災係)	
<p>長引く避難生活等により、地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、町は、県等と連携して、地域ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援</p>	<p>町は、出前講座や、県による出前講座や自主防災組織リーダー研修会等を通じて、地域の防災の中心となる人材の育成や、地域ごとの自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力向上のための自主防災組織の充</p>

<p>をし、地域防災力の向上を図る必要があります。</p>	<p>実、強化を図っていきます。また、計画的に復興を進めるため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、平成 23 年3月の長野県北部地震からの復興支援方針「栄村の復旧・復興に向けて」など、復興のための施策に関する方針を定め、主体的に復興への取り組みを推進します。町は、必要に応じて国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図ります。</p>
-------------------------------	---

KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基 礎 値	目標年 度	目標 値	事業主体
自主防災組織結成数	総務課	組織	令和2 年度	9	令和7年 度	12	町

別表

別表1 KPI 一覧

【計画の見直し時に更新。KPI の一覧は、毎年の評価に合わせて更新】

指標名	担当 部局	単 位	基礎 値 年度	基礎 値	目標 年度	目標 値	事業主体
目標1 人命の保護が最大限図られること							
1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生							
空家率	建設 水道 課	%	令和 元年 度	3.30	令和 7年 度	3.00	町/県/国
都市計画道路見直し	建設 水道 課		令和 元年 度	見直 し着 手	令和 7年 度	見直 し済	町
1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生							
耐震化率	建設 水道 課	%	令和 元年 度	76.9	令和 7年 度	100	町
1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水							
河川パトロール回数	建設 水道 課	回 ／ 年	令和 元年	6	令和 7年	12	町
緊急浚渫推進事業	建設 水道 課		令和 元年	未実 施	令和 7年	実施	町
浸水想定区域の更新に伴う防災 マップの作成	総務 課				令和 4年		町
1-6) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生							
小中学校で防災教育の実施	総務 課 教育 委員 会	回	令和 3年 度	0	令和 8年 度	5	町

要配慮者利用施設での避難確保計画の策定	総務課 町民課	団体	平成 29年 度	1	令和 4年 度	2	町/県
個別避難計画作成	保健 福祉 課	地区	令和 2年 度	0	令和 6年 度	20	町
目標2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること							
2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足							
自主防災組織結成数	総務課	組織	令和 2年 度	9	令和 7年 度	12	町
町内の消防団員数	消防課	人	令和 2年 度	270	令和 7年 度	300	町
2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶							
町内燃料事業者との災害協定の締結	総務課	事業者	令和 3年 度	0	令和 8年 度	1	町
目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は、確保すること							
3-2) 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下							
災害時に備えた、参集訓練等の実施	総務課	回	平成 29年 度	1	令和 8年 度	3	町
長野県や近隣自治体等の情報伝達訓練	総務課	回	令和 2年 度	1		現状を維持	県
町総合防災訓練等において防災無線電話を使用した情報伝達訓練の実施	総務課	回	平成 30年 度	1	令和 8年 度	3	町
目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること							
4-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止							

公共施設への電気自動車充電設備の設置	総務課	箇所	令和元年度	0	令和7年度	1	町
4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止							
給水袋整備	建設水道課	枚	令和元年度	300	令和5年度	1000	町
管路更新延長	建設水道課	km	令和元年度	0.87 2	令和7年度	1km (単年)	町
4-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止							
BCPの更新	建設水道課	回	令和元年度	0	令和5年度	1	町/県
污水处理施設の計画期間内改修率	建設水道課	%	令和元年度	10	令和10年度	100	町/県
目標6 二次災害を発生させないこと							
6-6) 避難所等における環境の悪化							
避難所運営マニュアルの策定	総務課		令和2年度	未策定	令和8年度	策定	町
目標7 被災した人々の日常の生活が迅速に戻る							
7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
御代田町災害廃棄物処理計画の検討	町民課	回	令和2年度	0	令和8年度	5	町
7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
自主防災組織結成数	総務課	組織	令和2年度	9	令和7年度	12	町

別表2 個別の事業一覧（御代田町国土強靱化地域計画に基づく主な事業）

【毎年、更新】

個別の事業名	事業概要	想定している 補助金・交付 金等の名称	所管課
目標1 人命の保護が最大限図られること			
1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生			
木造住宅の耐震化促進事業	木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修工事、現地建て替えにかかる費用の一部を補助し、災害時の倒壊等を未然に防ぎ、安心・安全なまちづくりを推進する。 事業年度：R4～R8 総事業費：6,650 千円 事業量：耐震診断、耐震改修工事、現地建て替え	社会資本整備 総合交付金 (住宅・建築物 安全ストック 形成事業)	建設水道課
立地適正化計画の策定	御代田駅を中心とした公共施設等の誘導と整備により、町民の交通アクセス及び施設の利便性向上を図る。 事業年度：R3～R4 総事業費：20,658 千円	社会資本整備 総合交付金 (集約都市形 成支援事業費 補助金)	建設水道課
公園施設修繕整備事業	計画的に公園施設の維持修繕を実施する。 事業年度：R4～R8 総事業費：158,796 千円 事業量：維持管理、修繕工事、複合遊具等更新	社会資本整備 総合交付金 都市構造再編 集中支援事業	建設水道課
空き家改修事業	空き家実態調査に基づいた適正な管理について、所有者へ通知し、促す。町空き家改修補助金交付事業により空き家の解消を促進する。 事業年度：R4～R8 総事業費：18,000 千円 機能回復 500 千円×3件×5年＝7,500 千円、家財処分 200 千円×3件×5年＝3,000 千円、解体 500 千		建設水道課

	円×3件×5年=7,500 千円 事業量: 空き家を居住可能な状態に機能回復するための工事及び家財の処分、解体費用		
無電柱化推進事業	災害の影響を受けて、電柱が倒壊することがある。緊急車両及び住民の避難の通行障害を防ぐための無電柱化工事を検討する。 事業年度: R4～R14 対象路線: 東原西軽井沢線及び御代田佐久線 総事業費: 500,000 千円～1,000,000 千円 事業量: 電気、ガス、光、水道、公共下水道	都市構造再編集中支援事業	建設水道課
1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生			
防火設備改修工事(御代田北小学校)	学校の防火シャッター開閉器を交換し、安全な施設環境を整える。 事業年度: R6 総事業費: 4,959 千円 事業量: 防火設備改修工事	学校施設環境改善交付金	教育委員会
体育館屋根塗装工事(御代田南小学校)	維持管理のために屋根塗装工事を行い、避難所となる体育館の施設環境を整える。 事業年度: R6 総事業費: 5,170 千円 事業量: 屋根塗装	学校施設環境改善交付金	教育委員会
防火設備改修工事(エコールみよた)	防火シャッターの連動中継器を設置し、安全な施設環境を整える。 事業年度: R6 総事業費: 2,200 千円 事業量: 防火設備改修		教育委員会
屋根修繕工事(エコールみよた)	維持管理のために屋根の修繕工事を実施し、避難所としての環境を整える。		教育委員会

	<p>事業年度: R5・7 総事業費: 8,500 千円 事業量: 屋根防水修繕</p>		
<p>空調設備修繕工事(エコールみよた)</p>	<p>維持管理のために空調設備を修繕し、避難所としての環境を整える。 事業年度: R4～R5 総事業費: 106,265 千円 事業量: 空調設備中央監視装置修繕、GHP 更新設備工事</p>	<p>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</p>	<p>教育委員会</p>
<p>非常用発電設備修繕工事(エコールみよた)</p>	<p>災害の発生による停電に備え、発電設備の修繕を実施する。 事業年度: R5 総事業費: 523 千円 事業量: 始動用蓄電池交換修繕</p>		<p>教育委員会</p>
<p>公営住宅の耐震化</p>	<p>町営住宅桜ヶ丘団地の施設の耐用年数(70年)を維持するための長寿命化事業を実施し、良好な住環境の保全を図る。 事業年度: R5～R8 総事業費: 92,470 千円 事業量: 管理7棟 102戸、R5 長寿命化計画更新、R6 長寿命化計画による更新工事</p>		<p>建設水道課</p>
<p>1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水</p>			
<p>浸水想定区域図の更新に伴う防災マップの更新・各戸配布</p>	<p>濁川、繰矢川の浸水想定区域図作成に伴い、防災マップの作成を検討し、必要な場合は既存の防災マップを更新し、各戸配布する。 事業年度: R4 総事業費: 1,315 千円 事業量: 湯川、濁川、繰矢川の浸水想定区域の指定に伴う防災マップの更新</p>	<p>社会資本整備総合交付金</p>	<p>総務課</p>

緊急浚渫推進事業	<p>安全で災害に強い河川環境の維持に努めるため、久保沢川、滝沢川等で土砂除去、樹木伐採を実施する(起債事業: 充当率 100%、交付税措置 70%)。</p> <p>事業年度: R4~R6</p> <p>総事業費: 15,000 千円</p> <p>事業量: 河畔林整備</p>	緊急浚渫推進事業債	建設水道課
1-4) 土石流、がけ崩れ等の土砂災害による死傷者の発生			
気象観測装置設置	<p>町内においても、降雨の状況が地域によって異なることから、土砂災害警戒区域等の指定が多い箇所へ気象観測装置を設置する。</p> <p>事業年度: R4~R8</p> <p>総事業費: 5,000 千円</p> <p>事業量: 塩野、豊昇へ気象観測装置の設置</p>		総務課
舟ヶ沢治山堰堤風倒木対策事業	<p>舟ヶ沢治山堰堤群内の風倒木の撤去や捕捉工等を東信森林管理署とともに検討する。</p> <p>事業年度: R4~</p> <p>事業量: 治山堰堤 24 基 延長 1,600m</p>		産業経済課
1-6) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生			

小中学校での防災教育の実施	児童や生徒たちに防災に関する知識を身に付けてもらうよう、学校で防災教育を実施する。		教育委員会 総務課
要配慮者利用施設での避難確保計画の策定	土砂災害警戒区域等に該当する保育施設において、避難確保計画の作成支援をする。		総務課
防災行政無線整備	平成 24 年度に導入した防災行政無線設備の機器やシステムの老朽化から、最新の設備へと更新をする。 事業年度: R4 総事業費: 19,800 千円 事業量: 防砂行政無線サーバー、操作端末等を更新する。	防災対策事業債(防災基盤整備事業)	総務課
目標2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること			
2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足			
水、食料等の不足対策の推進	自然災害の発生により水道施設が被災した場合には、断水になる可能性があるため、飲料水の供給ができるよう給水車、給水タンク、給水袋などの給水体制整備を進めていく(給水袋 300 枚/年)。		建設水道課
2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足			
消防団詰所建設建替(第9分団)	分団詰所建て替えにより、待機場所及び駐車場を確保し、施設環境を整える。 事業年度: R6(消防団詰所建設(設計)) 事業費: 1,705 千円(設計費)		消防課

	事業年度:R7 消防団詰所建設 建設費:28,777 千円 (建築工事費、 監理費、解体費用)		
積載車の更新(第2・6 分団)	老朽化した積載車を更新することにより、安全管理面の強化を図る。 事業年度:R7~R8(各1台更新) 総事業費:15,400 千円 ※平成12年度に購入した普通積載車が令和7年で25年経過するため、PL法による修繕時の部品調達が補償されていない。	防災対策事業 債(防災基盤 整備事業)	消防課
小型動力消防ポンプの 更新	複雑多様化する火災等において、小型軽量かつ高出力な小型動力消防ポンプに更新することにより、災害による被害軽減を図る。 事業年度:R4~R6(各1台更新) 事業費:6,765 千円 ※更新の目安は、購入から20年経過したものを毎年各1台更新	防災対策事業 債(防災基盤 整備事業) コミュニティ助 成事業	消防課
消防団の充実・強化	消防団員の増員、技術・知識の向上、施設や資機材を更新し、消防団員の確保及び活動しやすい環境を考える。		消防課
2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
町内燃料事業者との災害協定の締結	町内事業者と燃料供給における災害協定を締結する。		総務課

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
合併浄化槽設置整備事業	御代田町生活排水マップ 2015・2022 に基づく浄化槽整備区域内で合併浄化槽の設置者に対し、補助を実施し、水質保全の確保や公衆衛生の向上を図る。 事業年度: R4~R8 総事業費: 14,932 千円 事業量: 11 基(年度)	循環型社会形成推進交付金	建設水道課
目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること			
4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止			
町の水道事業の強化	自然災害の発生により断水しても、飲料水の供給ができるよう給水体制整備を進めるほか、町と町管工事協会との災害時における応急措置に関する協定等に基づく応急・復旧活動を実施する。		建設水道課
町の上水道・用水供給の体制整備	災害時には早期に機能回復が図れる災害に強いライフラインを構築するため、御代田小沼水道事業ビジョンに基づき、管路更新時には耐震性を有するポリエチレン管を使用するなどし、計画的な整備をする(1km/年)。 水安全対策として、塩野水源の紫外線処理施設の整備。 御代田小沼水道事業ビジョン: 計画年度 R2~R11		建設水道課
4-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
公共下水道建設事業	ストックマネジメント基本計画策定後、総合的な施設の点検・修繕改築を実施し、老朽化による機能停止リスクを軽減する。 事業年度: R3~R7	社会資本整備総合交付金(防災・安全)	建設水道課

	<p>総事業費：721,100 千円 事業量：ストックマネジメント実施計画策定、実施設計、処理場改築工事、施工管理・監督、管路TVカメラ調査マンホールポンプ場監視制御設備更新</p>		
農業集落排水事業の統合	<p>御代田町生活排水マップ 2015・2022に基づき、事業統合を図ることで維持管理及び経済負担を軽減する。 事業年度：R8～R12 総事業費：215,600 千円 事業量：事業認可変更業務、実施設計、管渠工事、撤去工事等</p>	社会資本整備 総合交付金	建設水道課
下水道 BCP の策定	<p>下水道 BCP を随時更新し、下水道処理施設等の業務継続に努める。</p>	社会資本整備 総合交付金 (防災・安全)	建設水道課
公共下水道建設事業	<p>下水道未普及地域の早期普及に努め、ライフラインの強化、水質保全の確保、公衆衛生の向上を図る。 事業年度：R4～R8 総事業費：313,700 千円 事業量：管渠、公共マス</p>	社会資本整備 総合交付金	建設水道課
4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態			
橋梁点検、修繕事業	<p>橋梁長寿命化計画に基づく、56 橋の橋梁点検、修繕事業を実施する。 道路メンテナンス補助事業(補助率 55%) 事業年度：R4～R8 総事業費：590,900 千円 事業量：橋梁点検、補修詳細設計、補修工事</p>	社会資本整備 総合交付金 (防災・安全) 道路メンテナンス事業補助金	建設水道課

<p>七口線、谷地沢大塚線、清万・一里塚線等の改築 (道路ネットワークの整備)</p>	<p>道路改築の効率的な実施により、道路特性に応じた走行性、快適性の向上を目的とし、七口線、谷地沢大塚線、清万・一里塚線等の改築を実施する。 事業年度: R4～R8 総事業費: 800,000 千円 事業量: 用地・物件補償、改良工事</p>	<p>社会資本整備 総合交付金 (防災・安全) 地方創生整備 推進交付金</p>	<p>建設水道課</p>
<p>雪窓向原線等の修繕 (道路ネットワークの整備)</p>	<p>道路修繕の効率的な実施により、道路特性に応じた走行性、快適性の向上を目的とし、雪窓向原線等の修繕を実施する。 事業年度: R4～R8 総事業費: 341,700 千円 事業量: 舗装修繕工事</p>	<p>社会資本整備 総合交付金 (防災・安全)</p>	<p>建設水道課</p>
<p>ライフライン等保全対策事業</p>	<p>危険木等の事前伐採により主要なライフラインの安全を確保する。 事業年度: R6～ 事業費: 1,200 千円/年 補助率: 90%以内 事業量: 危険木の事前伐採</p>	<p>長野県森林づくり県民税活用事業(みんなで支える里山整備事業)</p>	<p>産業経済課</p>
<p>道路後退整備事業</p>	<p>建築基準法に基づく、道路後退用地の取得を行う狭あい道路を整備促進する。 事業年度: R4～R8 総事業費: 18,000 千円 事業量: 用地測量及び分筆、用地費</p>	<p>社会資本整備 総合交付金</p>	<p>建設水道課</p>

目標5 流通・経済活動を停滞させないこと			
5-2) 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止			
東原西軽井沢線整備事業(道路の代替性の確保)	火山噴火等の災害時の避難道路及び物資輸送道路の機能を果たす東原西軽井沢線を整備し、住民等の安全を確保する。 事業年度: R4~R14 総事業費: 1,024,325 千円 事業量: L=1.6 km、基本設計、路線測量、実施設計、用地測量、物件調査、用地・物件補償、改築工事	都市構造再編集中支援事業 社会資本整備交付金(防災・安全) 地方創生整備推進交付金	建設水道課
道路の維持管理(道路長寿命化計画に基づく舗装修繕)	道路修繕の効率的な実施により、道路特性に応じた走行性、快適性の向上を目的とする。雪窓向原線等 防災安全社会資本整備交付金事業(補助率 55%) 事業年度: R4~R8 総事業費: 339,700 千円 事業量: 舗装修繕工事等	社会資本整備総合交付金(防災・安全)	建設水道課
目標6 二次的な被害を発生させないこと			
6-2) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
防災重点農業用ため池地震耐性評価(雪窓湖、大池、七口池)、耐震補強工事等	防災重点農業用ため池の地震耐性評価を実施し、結果に応じて耐震補強工事等を実施する。 事業年度: R6~R8 総事業費: 21,000 千円(地震耐性評価分) 事業量: ため池3か所	農村地域防災減災事業費補助(農村地域防災減災事業)	産業経済課
6-4) 農地・森林等の荒廃			
農業用施設改修整備事業	災害による農地の被害を防ぐため、用水路、農道、畑かん施設農業用施設の改修、整備を実施する。 事業年度: 毎年 事業費: 17,000 千円/年	農山漁村地域整備交付金(農業農村基盤整備事業)	産業経済課

	事業量:用水路 57km、農道 52km、畑かん施設9地区	農業水利施設 保全管理整備 交付金 (農業水路等 長寿命化・防 災減災事業)	
林道整備維持管理事業	林道の整備や維持管理により、災害に強い林道を目指す。 事業年度:毎年 事業費:800 千円/年 事業量:林道7路線 21 km		産業経 済課
松くい虫被害対策事業	松くい虫被害木の伐倒駆除を早期に実施し、森林の荒廃を防止する。 事業年度:毎年 総事業費:4,600 千円/年 事業量:140 m ³ /年	松林健全化推 進事業 保全松林緊急 保護整備事業 森林づくり推 進 支援金事業	産業経 済課
野生鳥獣総合管理対策事業	有害鳥獣(クマ、シカ、イノシシ)の緊急捕獲により農地、森林の荒廃を防止する。 事業年度:毎年 事業費:3,000 千円/年 補助率:7千円/頭、クマ学習放獣は40 千円/頭 事業量:175 頭/年	鳥獣被害防止 総合対策交付 金 (鳥獣被害防 止緊急捕獲活 動支援事業) (大型獣緊急 捕獲・放獣事 業)	産業経 済課
6-6) 避難所等における環境の悪化			
指定緊急避難場所施設整備事業	物資輸送ヘリポート:龍神の杜公園、やまゆり公園グラウンド 指定緊急避難場所:雪窓公園、龍神の杜公園、やまゆり公園 災害時の物資輸送ヘリポート及び指定緊急避難場所に指定されている公園のうち、高木の倒壊等により、その機能が失われることがないよう伐採等により避難場所等としての機能を確保		建設水 道課

	<p>する。</p> <p>総事業費: 1,000 千円～2,000 千円</p> <p>事業量: 高木の処理</p>		
--	---	--	--

御代田町国土強靱化地域計画

編集発行 御代田町

担 当 総務課情報防災係

〒389-0192

北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

電話 0267-32-3111